

令和元年東日本台風

狛江市の記録



狛江市

目 次

1	令和元年東日本台風の概要	1
2	気象状況	
(1)	気象警報	2
(2)	多摩川流域の降水量	3
(3)	狛江市の降水量	3
3	各河川水位の状況	
(1)	多摩川の水位（石原水位観測所）及び小河内ダムの放流状況	4
(2)	野川の水位（大沢池上観測所）	6
4	台風上陸前の対応	
(1)	時系列	6
(2)	臨時庁議	7
(3)	市内各施設等及びイベントの状況	8
(4)	市民への事前広報	9
5	台風上陸当日の対応	
(1)	時系列	10
(2)	職員の参集状況	12
(3)	災害対策本部会議の開催	13
(4)	市民への広報	15
(5)	臨時災害放送局の開設及び災害情報の発信	17
(6)	避難所の開設等	18
(7)	時間別災害通報受信件数	20
(8)	排水樋管対応	21
6	被害発生状況等	
(1)	市内の主な被害状況（令和2年8月6日現在）	25
(2)	罹災証明書発行状況（令和2年8月6日現在）	25
(3)	公共施設等被災状況	25
7	浸水被害発生状況	
(1)	西和泉・中和泉地区	26
(2)	猪方・駒井町地区	27

(3) 多摩川河川敷	28
8 ライフラインの被害発生状況	
(1) 停電発生状況	28
(2) 電話等不通発生状況	28
9 浸水区域の復旧及び被災者に対する支援	
(1) 時系列	29
(2) 浸水区域の清掃活動	30
(3) 狛江市災害ボランティアセンター開設	31
(4) 災害廃棄物の対応	32
(5) 市民説明会の開催	33
(6) 被災者支援案内窓口の開設	33
(7) 被災者支援等及び担当課等の一覧	34
(8) 広報こまえ	35
(9) 安心安全通信	36
10 令和元年東日本台風対応に関する反省点と改善方針について	
(1) 事前対策等	37
(2) 市民への情報発信について	38
(3) 職員参集について	39
(4) 避難所対応	40
(5) 災害対策本部・災害対策本部事務局	44
(6) 排水樋管対応	45
(7) 現場対応職員	46
(8) 被災状況調査・市民対応	47
卷末資料	
資料1 広報こまえ	資1-1
資料2 安心安全通信	資2-1

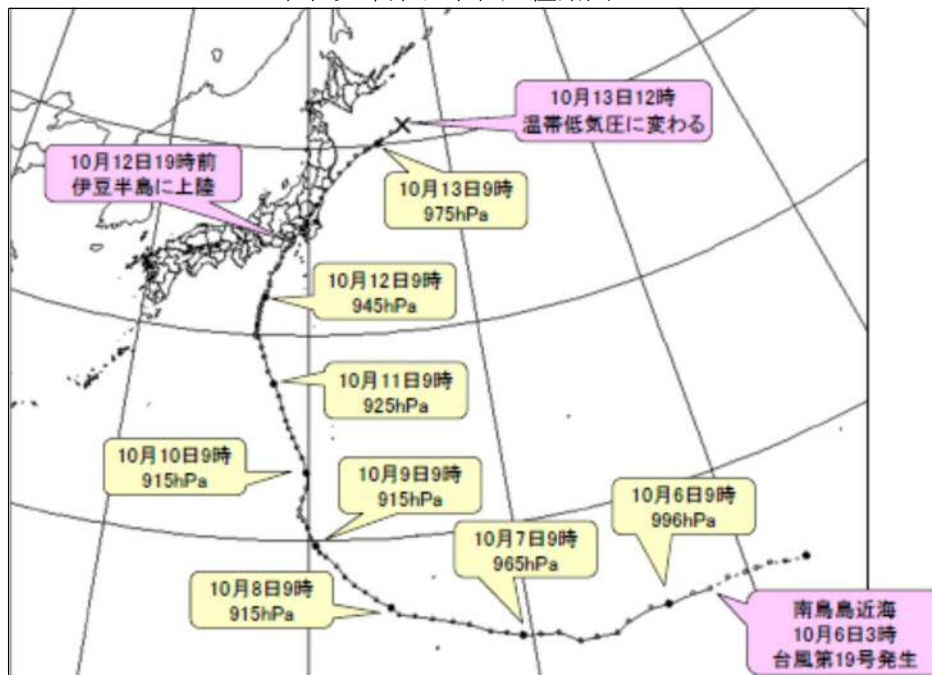
1 令和元年東日本台風の概要

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となり、小笠原近海を北北西に進んだ。

12日には伊豆諸島北部を北北東に進み、19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、東京都を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

気象庁は令和2年2月19日、令和元年に発生した台風第19号を「令和元年東日本台風」と命名した。

令和元年東日本台風経路図



気象官署アメダスの期間降水量（10月10日～13日）

市町村名	地点名	期間合計雨量 (mm)
奥多摩町	小河内	610.5 mm
檜原村	小沢	649.0 mm
青梅市	青梅	404.0 mm
練馬区	練馬	294.5 mm
八王子市	八王子	427.0 mm
府中市	府中	308.0 mm
世田谷区	世田谷	272.0 mm

この台風の通過に伴い、東京都では10月10日から13日にかけて暴風や大雨となった。最大風速は羽田で34.8m/s、江戸川臨海で32.6m/sを観測し、統計開始以来の極値を更新した。最大瞬間風速は神津島で44.8m/s、江戸川臨海で43.8m/sを観測した。10日0時から13日24時までの総降水量は、解析雨量（96時間積算）では、多摩地方を中心に広い範囲で400mmを超え、多摩西部及び多摩南部では600mmを超えた所があった。アメダスでは、西多摩郡奥多摩町小河内で610.5mm、西多摩郡檜原村小沢で649.0mm、八王子で427.0mm、青梅で404.0mmを観測した。24時間降水量では、小沢627.0mm、小河内580.0mmなど、統計開始以来の極値を更新する地点が複数あった。

（出典：東京管区気象台「令和元年台風第19号に関する東京都気象速報」）

2 気象状況

(1) 気象警報

令和元年東日本台風により、狛江市には10月12日4時14分に大雨警報、6時32分に洪水警報、12時13分に暴風警報が発令された。

台風の接近に伴い、12日15時30分以降、東京都内及び近県の一部地域に大雨特別警報が発令されたが、狛江市には発令されなかった。

令和元年東日本台風接近に伴う狛江市の気象警報発令状況

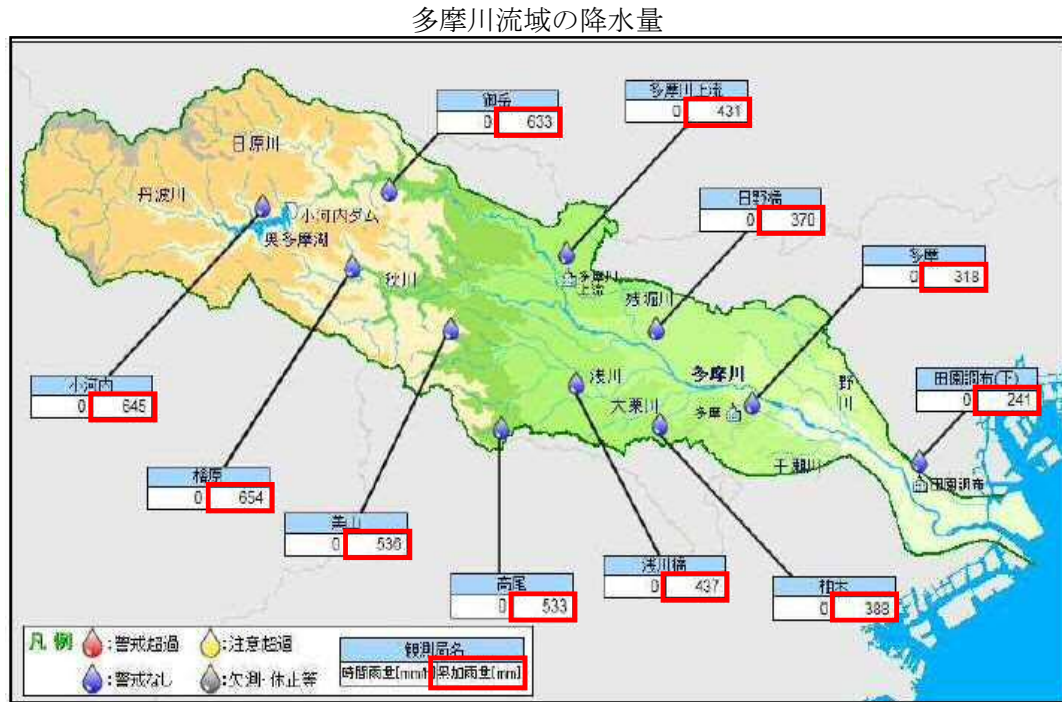
月日・時刻	10月11日		10月12日				10月13日		
	15:46	20:27	4:14	6:32	12:13	23:55	2:13	8:19	16:52
大雨		注意報	警報				注意報		
洪水			注意報	警報					
強風・暴風		注意報		警報	注意報				
雷	注意報								

大雨特別警報が発令された主な近隣都県（市町村）

都 県（市 町 村） 名		発表	解除
山梨県	上野原市、小菅村	15:30	23:01
神奈川県	相模原市、小田原市、厚木市	15:30	0:20
	秦野市	19:07	0:20
	伊勢原市	20:50	0:20
東京都	八王子市、青梅市、町田市、福生市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	15:30	23:55
	昭島市、日野市	20:30	23:55
	立川市、府中市、小金井市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、瑞穂町	21:05	23:55
	世田谷区	22:34	23:55

(2) 多摩川流域の降水量

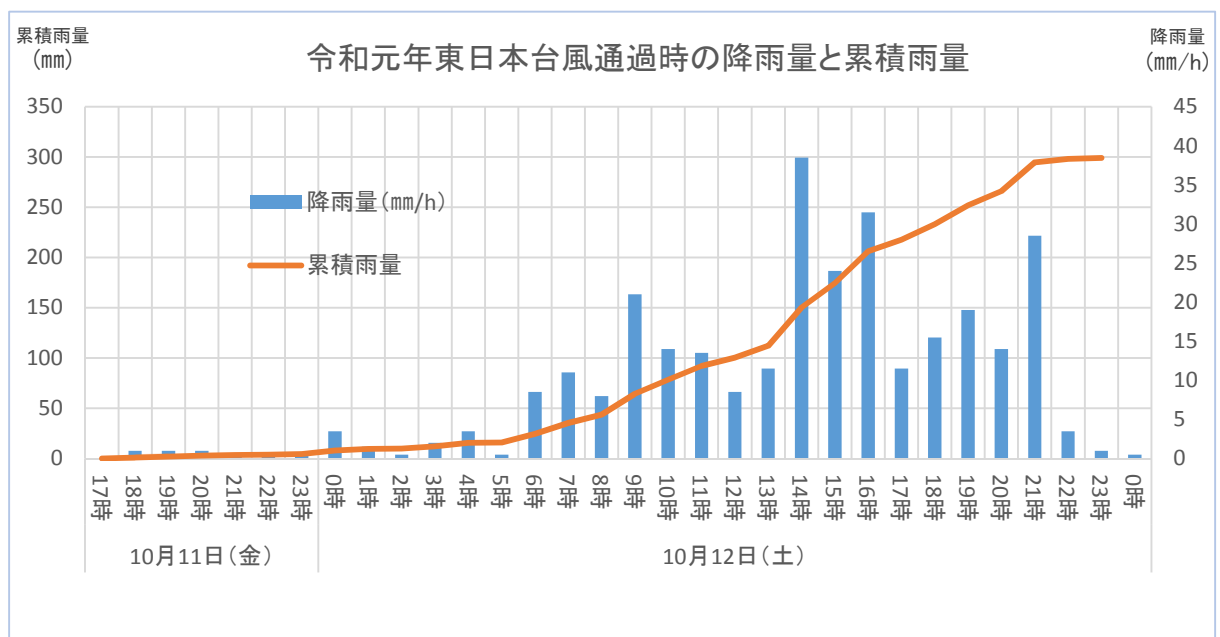
多摩川流域では、10月11日の昼過ぎから降り始め、御岳（東京都青梅市）、檜原（東京都多摩郡檜原村）で1時間に最大56mmの大雨を観測し、総雨量は檜原で最大654mmに達した。
 流域全体では241mmから654mmの降雨となった。



(出典：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「出水概要」)

(3) 狛江市の降水量

狛江市は10月12日朝から10mmを超える強い雨が観測され、台風上陸前の14時に最大雨量となる38.5mmを観測、11日17時からの日累積雨量は299.5mm（うち、12日は291.5mm）を記録した。



3 各河川水位の状況

(1) 多摩川の水位（石原水位観測所）及び小河内ダムの放流状況

多摩川流域では、10月12日早朝から雨が強くなり、急激な水位上昇を続けた。

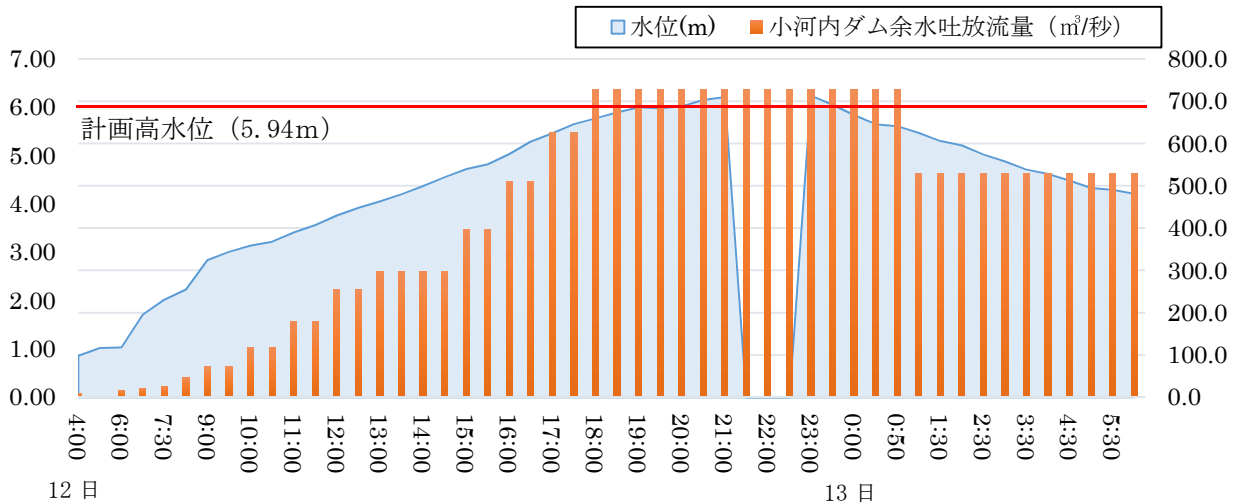
石原水位観測所では、12日19時には、計画高水位の5.94mを超える6.00mに達し、12日22時50分頃、最大水位である6.33mを観測している。（京浜河川事務所「出水概要第4報」）

以降、13日0時まで計画高水位を超える水位が観測された。



10月12日19時頃の多摩川の様子

石原水位観測所水位と小河内ダム余水吐放流量（10月12日～13日）



ア 多摩川（石原水位観測所）水位の状況

日 時	水 位	水 位 の 状 況 等
12日 13:00	4.05m	水防団待機水位（4.00m）超過
14:00	4.37m	避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）超過
16:00	5.03m	はん濫危険水位（4.90m）超過
19:00	6.00m	計画高水位（5.94m）超過
21:30 頃	—	石原水位観測所の水位計が流出（23:00 まで欠測）
22:50	6.33m	石原水位観測所最大水位（京浜河川事務所「出水概要第4報」より）
13日 0:00	5.79m	水位が計画高水位（5.94m）以下に低下
3:00	4.88m	水位がはん濫危険水位（4.90m）以下に低下
5:30	4.29m	水位が避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）以下に低下
7:00	—	13日7時以降、水位計流出に伴う欠測

イ 小河内ダム余水吐放流の状況(10月12日4時00分～13日7時00分)

小河内ダムは台風の影響による貯水量の増加に備え、10月11日14時から余水吐放流を行った。これは「洪水貯留操作」とも呼ばれ、防災機能を持たないダムが事前放流を行うことで、ダムの治水能力を高め、決壊を防止する目的で行われる。

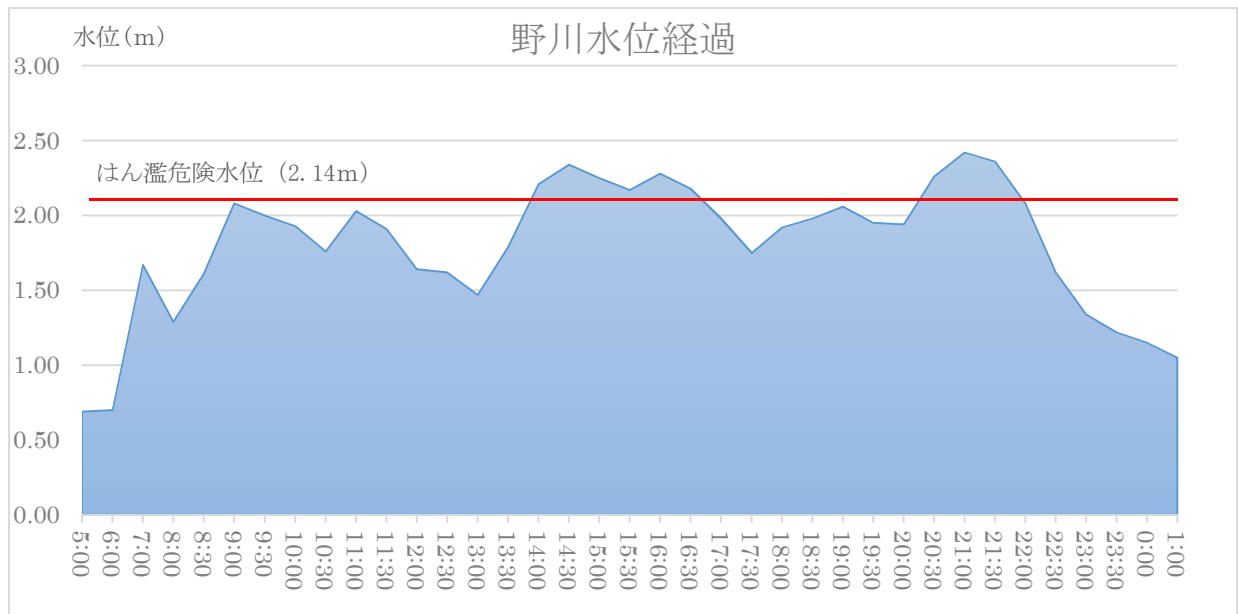
小河内ダムの貯留増減量を見ると、12日は下表で放水量が確認できる全ての時間で流入量よりも総放水量が少なく、貯留増減量が多くなっている状況から、小河内ダムの放流操作が多摩川の水位上昇抑制に寄与していたものと考えられる。

小河内ダムの放水量(放流通報第3報から第22報)

日 時	総放水量 (m ³ /秒) ※1	余水吐放流量 (m ³ /秒) ※2	流入量 (m ³ /秒) ※3	貯留増減量 (m ³ /秒) ※4	小河内雨量 (mm)
12日 4:00	29.50	8.00	39.76	10.26	6.5
5:00	37.50	16.00	53.47	15.97	3.5
6:00	42.50	21.00	56.51	14.01	26.0
7:00	47.50	26.00	79.69	32.19	37.5
8:00	68.50	47.00	140.64	72.14	46.5
9:00	93.00	71.50	274.60	181.60	36.0
10:00	139.50	118.00	360.85	221.35	25.0
11:00	201.00	179.50	367.40	116.40	26.0
12:00	275.50	254.00	373.26	97.76	32.5
13:00	319.00	297.50	463.85	114.85	28.0
14:00	366.00	344.50	563.80	197.80	49.0
15:00	417.00	395.50	663.81	246.81	44.5
16:00	532.00	510.50	833.25	301.25	30.0
17:00	647.00	625.50	930.43	283.43	34.0
18:00	750.00	728.50	987.12	237.12	27.5
19:00	750.00	728.50	1012.33	262.33	30.5
20:00	750.00	728.50	1069.00	319.00	32.5
21:00	750.00	728.50	1078.80	328.80	24.5
以降、13日1:00まで余水吐放流量変更せず					
13日 1:00	550.00	528.50	562.61	12.61	0.0
以降、13日7:00まで余水吐放流量変更せず					
7:00	300.00	278.50	237.04	-62.96	0.0
※1 総放水量は、発電放流量(21.50 m ³ /秒) + 余水吐放流量					
※2 余水吐放流は、発電用ダム施設等で使用水量以上の流入時に取水を河川に戻すための放流					
※3 流入量は、ダム周辺に降った雨などがダムに流れ込む水量					
※4 貯留増減量 = 流入量 - 総放水量(数値が+であれば、ダムに水を貯留している状況)					

(2) 野川の水位（大沢池上観測所）

野川は、雨が強くなり始めた10月12日早朝から水位が上昇し、はん濫危険水位である2.14mを一時的に超える時間帯も見られたが2m前後で安定し、継続した水位上昇は見られなかった。



日 時	水 位	水 位 の 状 況 等
12日 14:00	2.21m	以降 17 時まで、はん濫危険水位 (2.14m) 超過
20:30	2.26m	以降 22 時まで、はん濫危険水位 (2.14m) 超過 (最大 2.42m・21 時)
22:00	2.08m	以降、水位低下
13日 1:00	1.05m	以降、水位安定

4 台風上陸前の対応

(1) 時系列

日 時	実 施 内 容
9日10:15	台風が上陸する予定となっている週末の各部行事予定を確認
15:30	各部に台風への備えを依頼（庁用車の満給油・満充電など）
10日 午前	非常用発電機の試運転
10:56	こまえ安心安全情報メールにより市民に注意喚起
17:30	市ホームページに台風に対する注意喚起文を掲載
11日 8:30	第1回臨時庁議開催（災害即応対策本部設置・自主避難所開設を決定）
11:30	自主避難所の開設について広報（防災行政無線・ホームページ・こまえ安心安全情報メール等）
15:00	第2回臨時庁議開催（災害対策本部開設予定時刻の決定） 防災関係機関に災害対策本部開設について連絡（東京都総合防災部、調布警察署、狛江消防署、陸上自衛隊、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）
15:56	気象庁東京管区气象台より台風第19号についての注意喚起の連絡
16:10	中央公民館及び中央図書館の臨時休館、自主避難所対応職員の決定
16:30	小田急電鉄（成城学園前駅）より帰宅困難者一時避難施設の確認

(2) 臨時庁議

狛江市では、史上最大級の勢力で上陸すると予想される台風に備え、10月11日に2回の臨時庁議を開催し、事前対策と職員の参集や災害対応についての検討を行った。

第一回 10/11 8:29 ~ 9:03	報告事項	1 台風第19号の進路等について 2 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）に基づいて行動 3 各部所管施設等の暴風雨対策と車両等の燃料補給等事前対策の依頼 4 自主避難所開設予定（中央公民館を12日9時に開設予定） 5 各部の対応予定と所管施設等の対応予定について
	決定事項	1 公民館、市民総合体育館、地域センター、あいとぴあセンターは10月12日 日夜間は休館 2 保育園及び学童保育所は原則として受入れ 3 児童館は終日自由来館休止 4 各部の災害対応人員確保は部長判断
	指示事項	1 災害ごみが発生した場合の仮置場については、西和泉グランド以外も検討すること 2 自主避難所への市からの情報伝達方法について検討すること
第二回 10/11 15:00 ~ 15:33	報告事項	1 公共交通機関の計画運休予定について 2 気象庁の発表内容（大雨特別警報を発令する可能性） 3 自主避難所開設決定に伴う市民からの問い合わせ状況 4 各部の体制と所管施設の閉鎖、イベントの中止等について
	決定事項	職員の自動車での参集を可能とする
	指示事項	1 災害対策本部設置予定について、防災関係機関に連絡すること 2 参集連絡メールについて、本部連絡員となる職員に周知すること

(3) 市内各施設等及びイベントの状況

台風が通過する 10 月 12 日は荒天が予想されたため、狛江市が実施するイベントや各部で管理する施設は、事前に中止や閉所・閉館が決定された。

ア 市内各施設等

担当部	施設名等	施設利用等の予定
企画財政部	こまえくぼ1234	閉館
市民生活部	エコルマホール	団体利用キャンセル
	地域・地区センター	閉館
福祉保健部	あいとびあセンター	休館
児童青少年部	学童保育所	5箇所中3箇所閉所
	小学生クラブ	北部児童館のみ閉所（3箇所中2箇所開所）
	放課後クラブ	和泉小学校のみ閉所（4箇所中3箇所開所）
	公立保育園	三島保育園のみ閉所（4園中3園開所）
教育部	体育施設	利用中止
	学校開放	利用中止
	公民館・図書館	全館休館

イ イベント等

担当部	施設名等	施設利用等の予定
企画財政部	多摩川緑地公園グラウンド	13日のラグビーワールドカップ2019日本大会パブリックビューイング中止
	西河原公民館	13日のボランティアのつどい中止
市民生活部	エコルマホール	「あつまれ！絵手紙」公募展は10月12日午前10時から正午までに短縮、トークショー中止・団体利用キャンセル
	本庁舎	マイナンバーカード交付日曜窓口中止
	市民ひろば	13日の楽市中止
	地域・地区センター	12～13日の上和泉地域センターまつり中止
福祉保健部	あいとびあセンター	健康増進室の利用中止
児童青少年部	公立保育園	12日開催予定の三島保育園運動会を14日に延期
	BLUE多摩川	13日こまえママ☆パパアイデアソン中止
教育部	公民館	12日の狛江市民大学講座は11月30日に延期 12日の日本語教室中止
	小中学校	学校公開日中止 部活動中止

(4) 市民への事前広報

台風の接近による荒天に注意を呼びかける内容のほか、自主避難所の開設情報、施設の閉館情報やイベント実施予定等について、ホームページやツイッター、こまえ安心安全情報メール、防災行政無線などにより周知を図った。

また、狛江市内で行われる民間団体等のイベントのうち、ツイッターなどで投稿されたイベントの中止情報についても、市のツイッターでリツイートすることにより市民への周知を図った。

日	情報発信状況（時間）				情報発信の件名等 (Re：他ツイッター等のリツイート)
	こまえ 安心安全 情報メール	防災行政 無線	Twitter Facebook	ホーム ページ	
9			16:58	17:16	10月13日（日）マイナンバーカード交付を行う日曜窓口開庁を中止します。
10	10:56			17:29	台風の接近に注意してください
			12:00	11:50	ラグビーワールドカップ 2019 日本大会パブリックビューイングを中止します。
			13:56		Re:DANCE TRUCK TOKYO 狛江公演中止のお知らせ
			14:00		Re:TAMARIBA の開催スケジュールの変更
			15:15		台風に備えてください
	11	11:36	11:30	13:54	10:15 11:46
				11:41	台風の接近にご注意ください
				11:53	12日の施設閉館時間の一部変更
			14:11		狛江市公式 Twitter では台風 19 号に関する情報を随時更新します。
			14:22		自主避難所とは
				15:46	10月12日は施設を臨時閉館します
			17:20		10月11日（金）～14日（祝）の行事予定について
			17:22		10月12日（土）は施設を臨時閉館します
			18:20		最大級の警戒をお願いします
				18:58	こまバスの運行計画について
計	2	1	11	10	

5 台風上陸当日の対応

(1) 時系列

日 時	実 施 内 容	
12日 4:14	大雨警報発令（市の警戒態勢を情報連絡態勢に切り替え）	
4:40	総務部長及び安心安全課の初動対応職員参集	
6:32	洪水警報発令	
8:00	東京都総合防災部からリエゾン2名到着	※リエゾン…災害時に国や都などから被災地に派遣される現地情報連絡員
8:40	自主避難所開設（市民センター）	
9:30	狛江消防署からリエゾン2名到着	
11:00	自主避難所開設（狛江第一中学校）	
11:30	〃（狛江第二中学校）	
11:50	たまりやボート対応（安全な場所に移動）	
12:00	六郷排水樋管対応職員が常駐を開始	
12:30	陸上自衛隊からリエゾン2名到着	
13:00	狛江市災害対策本部を設置（災害即応対策本部から態勢強化） 第1回市災害対策本部会議開催 多摩川水位が4.05mとなり、水防団待機水位（4.00m）を超過	
14:00	多摩川水位が4.37mとなり、避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）を超過 狛江市消防団に参集を要請	
14:15	多摩川決壊の碑対応（安全な場所に移動）	
14:30	自主避難所開設（市役所本庁舎議場） 猪方排水樋管対応職員が常駐を開始	
15:00	第2回市災害対策本部会議開催	
15:30	警戒レベル3・避難準備・高齢者等避難開始発令 発令区域：西和泉一・二丁目、元和泉二・三丁目、東和泉三・四丁目 猪方二・三・四丁目、駒井町一・二・三丁目、岩戸南四丁目 避難所開設（緑野小学校、上和泉地域センター） 開設されていた自主避難所を避難所に切り替え	
15:40	六郷排水樋管周辺道路冠水との情報、多摩川住宅南口交差点付近通行止め対応 （※西和泉地区浸水情報の第1報）	
16:00	第3回市災害対策本部会議開催 多摩川水位が5.03mとなり、はん濫危険水位（4.90m）を超過	
16:15	全職員に参集連絡メールを配信	
16:30	警戒レベル4・避難勧告発令 発令区域：西和泉一・二丁目、元和泉二・三丁目、東和泉三・四丁目 猪方二・三・四丁目、駒井町一・二・三丁目、岩戸南四丁目	

日 時	実 施 内 容
12日 16:30	避難所開設（狛江第三中学校、市役所本庁舎2階フロア・市役所本庁舎特別会議室） 駒井町一丁目36番駒井西交差点の道路冠水情報、通行止め対応 （※猪方・駒井町地区浸水情報第1報）
16:40	市内の巡視広報を開始（2班態勢）
16:55	狛江ラジオ放送株式会社のスタッフが防災センター2階で臨時災害放送を開始
17:08	避難所開設（狛江第三小学校）
17:27	避難所開設（狛江第六小学校）
18:00	第4回市災害対策本部会議開催
18:22	地震発生 狛江市の震度2（震源地：千葉県南東沖深さ80km、M5.7）
18:30	各避難所運営協議会に連絡（避難所運営への協力を依頼）
18:50	避難所開設（エコルマホール）
19:00	多摩川水位が6.00mとなり、計画高水位（5.94m）を超過
19:10	地区消防隊が参集・対応を依頼
19:30	福祉避難所開設（西河原公民館） 市内で災害対応を行っている全ての職員及び消防団に安全な場所への避難を指示
20:30	第5回市災害対策本部会議開催
21:00	市内で停電発生 停電発生区域：猪方一・二・三・四丁目、東和泉一・二・三丁目、元和泉一丁目 計3,503件
21:10	停電している避難所の照明等対応
22:50	多摩川水位6.33m（今回の出水における最高水位）
23:00	市内で発生した停電が全て復旧
23:00	市職員・消防団が排水樋管対応を再開
23:45	第6回市災害対策本部会議開催
13日 0:00	多摩川水位が5.79mまで低下（計画高水位5.94m以下） 一部地域の警戒レベル4・避難勧告解除 解除地域：元和泉二・三丁目、東和泉三・四丁目、岩戸南四丁目
2:10	消防団解散（活動している分団を除く）
2:45	猪方地区・駒井町地区付近の排水作業完了
2:50	西和泉・中和泉地区の排水作業完了
5:30	多摩川水位が4.29mまで低下（避難判断水位・はん濫注意水位4.30m以下）
6:15	市内全域の警戒レベル4・避難勧告解除
7:30	避難所閉鎖 ※下記の避難所は表記の時間に閉鎖 （中央公民館7:45、西河原公民館8:15、第一中学校8:40、第六小学校12:15）
10:00	第7回市災害対策本部会議開催（自衛隊への支援要請）
10:40	市災害対策本部閉鎖（警戒態勢解除・被災地域対応に移行）
以降	浸水区域等の狛江市内被害状況の調査・泥土等除去対応（自衛隊に災害派遣要請）

(2) 職員の参集状況

10月12日4時14分に狛江市を含む東京地方に大雨警報が発令され、総務部長、安心安全課職員をはじめ、初動対応を行う部署の職員が参集し、情報収集を開始するとともに、自主避難所開設に向け教育部職員が、避難行動要支援者等の対応のため福祉保健部職員がそれぞれ参集する等、対応を開始した。

10月12日13時00分に災害対策本部が設置、15時30分に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始が発令されると、避難所対応職員等を増強するため、第3非常配備態勢とし、全職員に参集連絡が行われ、市長以下196名の職員が参集し、災害対応を行った。

災対部等	人数
市長・副市長・教育長	3
災対企画財政部	20
災対総務部	32(1)
災対市民生活部	11
災対福祉保健部	34
災対児童青少年部	25
災対環境部	20(1)
災対都市建設部	25
災対教育部	24
合計	194(2)

※ 表中()内の数字は、嘱託職員数



参集し、災害対応業務にあたる市職員
 (写真は防災センター(災害対策本部事務局)の状況)

(3) 災害対策本部会議の開催

狛江市では、10月12日13時00分に狛江市災害対策本部を設置し、同時刻に第1回災害対策本部会議を開催した。その後、災害対策本部閉鎖まで計7回の会議を重ね、台風に対する対応や避難情報発令の決定、避難所開設の決定及び防災関係機関との協議を行った。

安心安全課執務室内に設置された災害対策本部事務局では、他災対部職員の応援を得て、災害気象情報や市民から寄せられる多くの情報などを集約し、災害対策本部会議の資料作成を行った。



狛江市災害対策本部（12日）

第一回 10/12 13:00 ～ 13:35	報告事項	1 各部から所管施設、関係団体等の開設・運行状況、イベント等の開催状況等の報告 2 台風の状況報告 3 自主避難所の開設状況（中央公民館、一中、二中、四中）
	決定事項	第1非常配備体制へ移行
第二回 10/12 15:00 ～ 15:20	指示事項	1 避難所開設の対応と準備、消防団への協力要請 2 市内職員の参集 3 自主避難所との連絡手段は、携帯電話を中心に調整（無線機は消防団用） 4 自主避難所の拡張と緑野小の開設準備
	報告事項	1 多摩川の状況 2 自主避難所の開設状況（中央公民館、一中、二中、四中） 3 自主避難所の開設準備状況（上和泉地域センター、緑野小、三中） 4 議員の協力申出
第三回 10/12 16:00 ～ 16:10	決定事項	15時30分に避難準備・高齢者等避難開始情報の発令（地域は限定）
	指示事項	1 防災行政無線、庁用車による避難準備・高齢者等避難開始発令の周知 2 都市建設部・市民生活部が周知支援実施 3 臨時災害放送の状況確認 4 福祉避難所の開設準備（西河原公民館） 5 六郷排水樋管対応の消防団への要請
	報告事項	1 警報等の発令状況、他市の避難勧告発令状況 2 避難所開設準備状況（三小、六小、一中）
	決定事項	1 第3非常配備体制へ移行 2 16時30分を目処に避難所開設、避難勧告発令
	指示事項	全職員に参集命令

第四回 10/12 18:00 ~ 18:20	報告事項	1 台風の状況 2 多摩川、野川の水位 3 避難勧告後自主避難所から避難所となった避難所の状況 一中教室開放、三小、二中教室開放準備、エコルマ開設準備 4 六郷排水樋管周辺道路冠水(根川越水)、駒井西交差点周辺道路冠水、市職員による通行止め対応 5 避難者数の報告
	決定事項	避難所派遣職員の交替(ローテーション)
	指示事項	1 根川雨水幹線越水のポンプアップ等の対応継続 2 臨時災害放送による避難所情報の周知 3 必要に応じ備蓄食料を避難者、職員に提供 4 倒木や飛散の対応、監視
第五回 10/12 20:30 ~ 20:45	報告事項	1 避難所の状況報告 2 福祉避難所の開設(19:30) 3 駒井西交差点周辺道路冠水箇所の通行止めは市職員が対応 4 六郷排水樋管道路冠水箇所の通行止めは都が対応 5 家屋被害状況(床上浸水2件)
	決定事項	
	指示事項	1 避難所対応の消防団は地区消防隊と交代 2 避難所の消灯に関しては、帰宅する方の支障にならないよう調整
第六回 10/12 23:45 ~ 0:05	報告事項	1 被害状況(多摩川住宅一帯が浸水、駒井西交差点周辺道路冠水→対応不可) 2 停電4,600件(速報値)(※確定値は3,503件) 3 六郷排水樋管を閉めポンプで対応 4 猪方排水樋管を閉めポンプ車で対応を検討 5 避難所の状況
	決定事項	1 会議終了後、避難勧告を一部解除 2 13日10時00分に本部会議を行い、被害の確認を行う 3 13日は社会教育施設、スポーツ施設、学校開放は休止
	指示事項	1 猪方排水樋管の排水対応を消防団へ要請 2 一部解除に伴い、必要最少人数を確保して職員は帰宅可 3 被害状況調査等への職員の応援については、職員課と調整
第七回 10/13 10:00 ~ 10:40	報告事項	1 避難勧告全面解除(6:15) 2 避難所の現状(六小を除き全て閉鎖) 3 被害状況報告 床上浸水30件、床下浸水多数、冠水は解消したが泥土堆積
	決定事項	1 自衛隊派遣要請(東京都を通じて要請) 泥土の除去による道路啓開 2 災害対策本部の解散 3 被害状況報告 床上浸水30件、床下浸水多数、冠水は解消したが泥土堆積 幼稚園フェンス倒れ、根川地区センター浸水、西和泉グラウンド、多摩川グラウンド冠水
	指示事項	1 ごみの処理と根川地区センターの休館についてはホームページ等を使って周知する 2 災害対策本部の閉鎖と同時に臨時災害放送局は閉局 3 福祉保健部、環境部、都市建設部でごみの処理後の消毒について調整 4 被害状況の確認など人員の応援は総務部と調整 5 個々の復旧については所管部署で対応 6 災害見舞金、罹災証明書等の発行は通常業務内で対応 7 復旧等の予算措置が必要な場合は企画財政部と協議

(4) 市民への広報

台風の接近とともに変化する気象状況や避難所の情報、台風通過後の通行止めや被害等の問い合わせ先など、ツイッターやホームページを中心に広報を行った。

日	情報発信状況（時間）					情報発信の件名等 (Re：他ツイッター等のリツイート)
	安心安全 情報メール	エリア メール	防災行政 無線	Twitter Facebook	ホーム ページ	
12	11:01			9:10	8:29 8:40	中央公民館に自主避難所を開設しました
					8:46	10月11日～14日の行事予定について
				10:58		こまバス運行計画について
	11:01		11:00	11:13	11:06	一中、四中で自主避難所を開設します
	11:32		11:30	11:31	11:21	二中で自主避難所開設
				14:22	13:49	災害対策本部を開設しました
					14:05	自主避難所を開設しました
	16:17	15:57	16:05			レベル3・避難準備・高齢者等避難開始
	16:47 17:46	16:46 17:40	16:35 17:00 17:15	16:55	17:27	レベル4・避難勧告
	16:56			16:44		臨時災害放送局（FM ラジオ）開設
				17:02		現在狛江市のHP はつながりにくい状況です
	17:16 17:33 19:02			17:22 17:25 19:08 19:58	18:37 19:00 19:40 19:43 19:52	避難所開設情報
				17:16		市役所及び第二中学校避難所は満員です
				17:51		狛江市洪水ハザードマップ（多摩川版）
				18:30	18:58	根川さくら通り（多摩川住宅南口交差点付近）通行止め
				18:31		猪駒通り（駒井西交差点付近）通行止め
				21:25	21:06 22:54	市内の一部で停電が発生しています
				21:28		水位の状況
				23:32	23:25	市内の一部で発生した停電は復旧しました
					23:59	避難勧告発令中

日	情報発信状況（時間）					情報発信の件名等 （Re：他ツイッター等のリツイート）
	安心安全 情報メール	エリア メール	防災行政 無線	Twitter Facebook	ホーム ページ	
13	0:40			0:57	0:40	一部の地区に対しての避難勧告解除
					0:44	避難勧告発令中（一部地区解除後）
				1:06	0:55	10月13日の体育施設及び学校施設の臨時休止について
	6:20			6:19	6:12	避難勧告解除
				6:33	6:22	市内道路の通行止め一部解除
				8:49	8:44	市内の路線バス運行状況について
				9:28	9:17	市内道路の通行止め解除
					12:05	台風第19号に伴う被害等のお問合せについて
				13:02	12:43	10月14日の市民スポーツデー中止
					13:07	根川地区センターの使用を休止しています
				13:23	13:11	学校開放及び体育施設の利用について
				13:44	13:20	市内のすべての避難所を閉鎖しました
			21:43 22:15		自衛隊の災害派遣活動	
計	12	3	6	30	30	

(5) 臨時災害放送局の開設及び災害情報の発信

台風の接近に備え、多くの市民に災害情報をお知らせするため、令和元年 11 月 11 日に開局予定となっていた狛江ラジオ放送株式会社（以下「コマラジ」という。）を臨時災害放送局として総務省関東総合通信局に開局申請を行い、コマラジの協力を得て、災害情報等の発信を行った。

開局時間中の臨時災害放送は、10月12日16時46分に開局され、13日10時49分の閉局までコマラジのスタッフによる放送が継続され、市が発令した避難情報や避難所情報、こまえ安心安全情報メール、ホームページ、フェイスブック、ツイッターでお知らせしている情報をラジオ放送による音声で市民に伝えた。

コマラジ開局に合わせ災害時のラジオによる情報収集をお知らせするチラシ

臨時災害放送局名	狛江ラジオ放送株式会社（通称「コマラジ」）	
臨時災害放送局 開局・閉局時間	開局	10月12日 16時46分
	閉局	10月13日 10時49分
台風19号における 臨時災害放送局の 開局と閉局の報告	10月12日 16時30分 総務省関東総合通信局へ電話で依頼し、開局が許可される。 10月13日 10時49分 総務省関東総合通信局へ電話で閉局の報告を行った。	
放送内容	1 避難情報（具体的な発令地域名など） 2 避難所情報（開設状況や混雑状況など） 3 その他台風に関する災害情報等	
臨時災害放送局 開設時の状況	1 予備免許を取得して放送を行ったため、臨時災害放送以外の時間帯は試験電波の音楽が流されていた。 2 開局時間中の臨時災害放送は、市の職員は行わず、コマラジ側のスタッフによる放送が継続された。 3 臨時災害放送局のため、さまざまな情報を流していくことはできず、避難所などの情報発信にとどまった。（市が発令した避難情報や避難所情報、こまえ安心安全情報メール、ホームページ、フェイスブック、ツイッターと同内容を放送した。） 4 開局当初には生放送で放送し、その後コマラジ側が追加で資機材を持ち込み、災害情報等の変更がない情報は録音して放送を継続、その後も新しい情報が入り次第録音し、放送が行われた。	

(6) 避難所の開設等

ア 自主避難所・避難所

台風の接近に備え、狛江市では、多くの公共交通機関が計画運休となる12日午後よりも前に指定避難所以外の施設を含む4箇所の自主避難所を開設し、自主避難者の対応を行ったが、台風の接近とともに避難者が増加し、中央公民館や狛江第二中学校ではスペースに余裕がなくなったため、市災害対策本部の判断で、避難所として指定されていない市役所本庁舎の一部やエコルマホールなどを臨時開設する対応を行った。

令和元年東日本台風で開設した避難所の開設・閉鎖時間及び避難者数

		開設日時	校舎	閉鎖日時	最大避難者数	特記事項等
自主避難所として開設され 避難情報発令後は避難所として運営	中央公民館 (市民センター)	12日 8:40		13日 ※7:45	231人	2階：全室 1階：調査室 地下：ペット避難所
	狛江第四中学校	12日 11:00		13日 7:30	107人	
	狛江第一中学校	12日 11:00	開放	13日 ※8:40	285人	車両避難所 教室開放
	狛江第二中学校 武道場	12日 11:30	順次 開放	13日 7:30	1001人	アリーナ 多目的室 少人数教室
	市役所本庁舎	12日 14:30		13日 7:30	463人	議場
12日 16:30			特別会議室 2階フロア			
避難情報発令後に開設された避難所	緑野小学校	12日 15:30	12日 18:00	13日 7:30	697人	18:00 教室開放
	上和泉 地域センター	12日 15:30		13日 7:30	70人	体育館、和室
	狛江第三中学校	12日 16:30	12日 19:00	13日 7:30	319人	19:15 上階に 移動完了
	狛江第三小学校	12日 17:08	12日 18:45	13日 7:30	243人	21:40 上階に 移動完了
	狛江第六小学校	12日 17:27	12日 19:00	13日 ※12:15	423人	19:00 上階に移動
	エコルマホール	12日 18:50		13日 7:30	121人	ホワイエ
	西河原公民館	12日 19:30		13日 8:15	6人	福祉避難所
	合計				3966人	

※ 市内避難所は7時30分に全て閉鎖することが決定されたが、避難者が滞在している避難所は、避難者が全て帰宅した後、閉鎖することとした。



中央公民館の状況



市役所本庁舎（特別会議室）の状況



市役所本庁舎（議場）の状況



狛江第二中学校武道場の状況

イ 福祉避難所

10月12日、西河原公民館に福祉避難所が開設された。

避難所に避難した市民のうち、トリアージにより支援が必要と判断された要配慮者3名とその支援者2名と、居宅から福祉避難所に移送すべきと判断された要配慮者1名が福祉避難所に避難、移送された。台風の影響がなくなる翌朝まで、福祉避難所で一夜を過ごした。

日時	実施内容
12日 14:30	福祉避難所本部を西河原公民館学習室に設置し、要配慮者の情報収集を開始
19:00	福祉避難所の設置決定及び保健師2名の派遣が決定
19:30	西河原公民館に福祉避難所を開設 保健師2名が本部から派遣される。 要配慮者を福祉避難所に移送開始
20:18	要配慮者情報の伝達
20:40	要配慮者1名到着
20:50	要配慮者1名及び支援者1名到着
20:55	要配慮者1名及び支援者1名到着
21:40	要配慮者1名到着
13日 7:00	要配慮者1名及び支援者1名帰宅
	要配慮者3名及び支援者1名を庁用車2台で送迎
8:00	西河原公民館の福祉避難所閉所を決定

(7) 時間別災害通報受信件数

以下の表は、降雨の影響で浸水が確認された地域から狛江市役所及び狛江消防署に寄せられた時間別通報状況である。

下表には記載されていないが、12日18時以降の通報は、道路冠水や床下まで水が来ているとの通報であったが、13日0時以降の通報は地下室や半地下駐車場の浸水についての通報であった。西和泉地区では、12日23時以降の通報が確認されていないが、電話設備の水没により固定電話からの通話が出来ない状況となっていたことなどが原因と考えられる。

いずれの地区も13日2時30分頃に浸水が解消していることが確認されている。

日	時	水位 (m)	狛江市の雨量		駒井町		猪方			中和泉		西和泉	
			時間	累積	1	3	1	2	4	4	5	1	2
12	15:00	4.72	24.0	174.5									
	15:30	4.82											
	16:00	5.03	31.5	206.0									
	16:30	5.29											1
	17:00	5.46	11.5	217.5									
	17:30	5.65											
	18:00	5.77	15.5	233.0	2					1			
	18:30	5.89			3								
	19:00	6.00	19.0	252.0				1					
	19:30	5.98			1	2		1					
	20:00	6.02	14.0	266.0	1								
	20:30	6.15				1							
	21:00	6.21	28.5	294.5				1					
	21:30	欠測						1	1				
22:00	欠測	3.5	298.0		1		2					1	
22:30	欠測						2	1				1	
23:00	6.24	1.0	299.0	1									
23:30	6.05												
13	0:00	5.79	0.5	299.5						1			
	0:30	5.65			1								
	1:00	5.47	0	299.5									
	1:30	5.30											
	2:00	5.21	0	299.5				1					
	2:30	5.02						1					
	3:00	4.88	0	299.5									
町丁名別通報件数合計					9	4	1	10	1	2	0	2	1
地区別通報件数合計					25					5			

- ※ 記載のない地区からの通報はなし。
- ※ 水位は石原水位観測所の水位である。

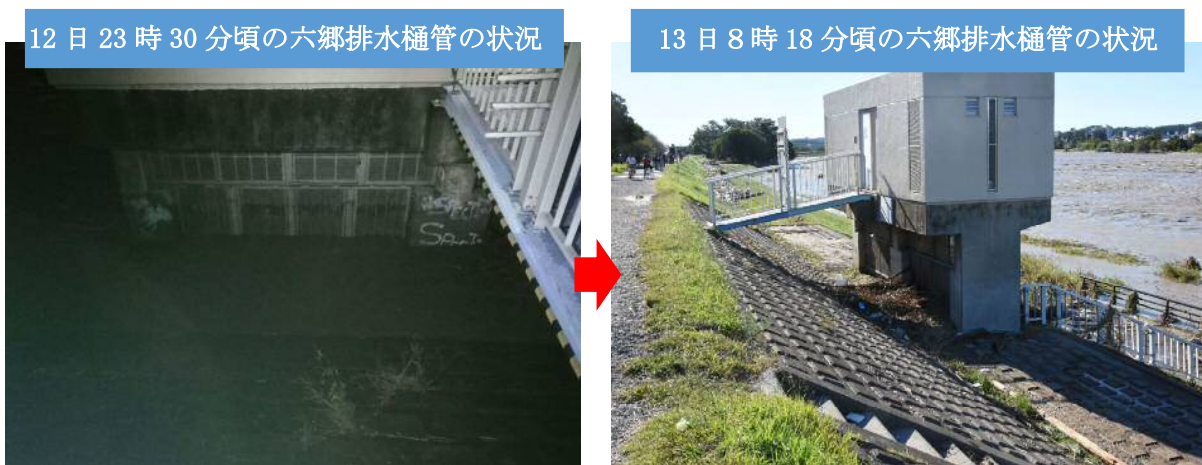
(8) 排水樋管対応

ア 六郷排水樋管対応時系列

六郷排水樋管では、10月12日12時00分より職員が常駐を開始し、樋管操作を開始した。

水位の上昇に伴い、消防団に協力要請を行い、排水作業を継続しながら対応を行っていたが、19時30分に狛江市災害対策本部は多摩川の水位上昇に伴い職員及び消防団員の安全を考慮し、退避させる決断を行った。その後、23時頃には多摩川流域の降雨も小康状態となったことから、閉門し、排水作業を再開した。

12日23時30分頃に撮影された六郷排水樋管の状況をみると、樋管入口の真下まで水位が迫った様子が確認され、台風翌日の六郷排水樋管周囲には、多摩川から流れた多くの流木などが堆積していた。



(7) 市職員

日 時	対 応 状 況
12日 12:00	職員が排水樋管に常駐を開始 降雨があり、多摩川への流れがあったため、開門のままとした。
15:10	消防団に待機を依頼
16:00	常設ポンプ及び消防団ポンプ車にて排水作業開始 根川から多摩川への流れが確認できたため、排水樋管は開門のままとした。
18:00	六郷さくら通りの冠水範囲が広がっていること消防団のポンプ車が増えたことにより、排水樋管を一旦閉め排水作業を行う。
18:20	冠水範囲がさらに広がったため、排水樋管を開け排水作業を継続
19:30	石原水位観測所水位が6mを超えたため、安全を考慮して職員は退避 引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川への流れが確認できたことにより、開門のままとした。
23:00	市内の雨が小康状態となったため、閉門し常設ポンプにて排水を開始 その後、多摩川の水位を監視しながら開門した。
13日 2:50	冠水解消

(イ) 消防団

日 時	対 応 状 況	
12 日 15:08	第 1 分団 六郷排水樋管付近警戒	
15:30	副団長 六郷排水樋管へ向かい第 1 分団と合流、多摩川へ排水するよう指示 第 1 分団 六郷排水樋管排水準備開始	
16:05	第 1 分団 ポンプ車にて排水開始	
16:40	副団長 第 1 分団ポンプ車不調のため他分団ポンプ車を要請するも他の地区警戒や作業のため使用不可との返答を受け可搬ポンプを増加要請 結果 2 個分団ポンプ車と可搬ポンプ 1 台で排水するよう指示 第 1 分団 ポンプ車不調により可搬ポンプ 2 台で排水開始	
17:00	第 1 分団 ポンプ車による排水再開（可搬ポンプは継続）	
17:15	第 2 分団 六郷排水樋管へポンプ車派遣	
17:32	第 2 分団 六郷排水樋管着・ポンプ車・可搬ポンプ 1 台 活動開始	
18:15	野川分団 六郷排水樋管に応援	 <p>六郷排水樋管で排水活動を行う消防団 (12 日 19 時 17 分頃)</p>
18:18	第 1 分団 消防署ポンプ車現着	
18:40	第 1 分団 消防署隊ポンプ車の応援を受け、2 線で排水	
18:45	第 5 分団 六郷排水樋管応援 4 名 第 1 分団 ポンプ車 1 台 可搬ポンプ 1 台で排水	
18:50	野川分団 六郷排水樋管応援 5 名	
19:00	第 1 分団 第 5 分団に人員入替え	
19:47	副団長 撤収指示とともに帰庫・第 5 分団帰庫	
23:00	市長、団長 六郷樋管の水位確認	
23:30	第 1 分団 ボート準備	
23:36	野川分団 根川雨水幹線の水位確認	
23:39	第 1 分団 調布三中付近の水位確認	
13 日 0:30	第 2 分団 根川雨水幹線の水位確認	
0:35	野川分団 根川雨水幹線付近の水位確認	
1:07	第 2 分団 ボート撤収開始	
1:35	第 2 分団 ボート撤収終了	
2:02	全分団撤収・解散	

イ 猪方排水樋管対応時系列

猪方排水樋管では、12日14時30分より職員が常駐し、樋管操作を開始した。

水位上昇に伴い、消防団に協力要請を行い、いつでも排水作業を開始出来るように待機し、排水の流れを確認しながら対応を行っていたが、19時30分に狛江市災害対策本部は多摩川の水位上昇に伴い職員及び消防団員の安全を考慮し、退避させる決断を行った。その後、0時30分頃には多摩川流域の降雨も小康状態となったことから、閉門して排水作業を開始した。

(ア) 猪方排水樋管の時間別水位と多摩川水位・狛江市雨量との比較

(12日14時52分～17時50分)


猪方樋管の状況						
	14時52分	16時00分	16時36分	17時09分	17時50分	
時刻	15時00分	16時00分	16時30分	17時00分	18時00分	
多摩川水位	4.72m	5.03m	5.29m	5.46m	5.77m	
狛江市雨量	時間	31.5 mm	11.5 mm	—	15.5 mm	19.0 mm
	累積	214.5 mm	226.0 mm	—	241.5 mm	260.5 mm

※多摩川水位は石原水位観測所の水位

(イ) 市職員

日時	対応状況
12日14:30	職員が排水樋管に常駐を開始 降雨があり、多摩川への流れがあったため、開門のままとした。
16:00	消防団に待機を依頼
19:30	石原水位観測所水位が6mを超えたため、安全を考慮して職員は退避 引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川への流れが確認できたことにより、開門のままとした。
13日0:30	市内の雨が小康状態となったため、閉門し消防ポンプにて排水を開始
2:30	多摩川の水位が下がったため、開門した。
2:45	冠水解消

(ウ) 消防団

日 時	対 応 状 況	
12 日 14:45	副団長 猪方排水樋管へ出動	
14:56	第 8 分団 副団長と合流。4 名で猪方排水樋管に移動 マンホールを開放し作業内容、資機材の確認 一旦帰庫し、いつでも対応できるようにとの指示を受ける。	
15:10	副団長 帰庫	
15:15	第 8 分団 帰庫	
22:40	第 5 分団 第 8 分団へ 6 名応援要請	
13 日 0:22	<p>第 5・第 8 分団猪方排水樋管に現着、排水準備開始</p> <p>第 5 分団 吸管 2 本にて 2 線延長して排水樋管下流多摩川へ排水。 3 線延長の予定だったが、副団長の指示で、ポンプ性能が 2 線延長で上限に近いため 2 線に留めた。</p> <p>第 8 分団 警察の到着が遅れたため交通誘導を実施。</p>	 <p>猪方排水樋管で排水活動を行う消防団 (13 日 0 時 50 分頃)</p>
0:37	第 8 分団 2 線で排水開始	
0:50	第 3 分団・指揮車現着 照明作業実施	
0:59	第 3 分団 2 線で排水開始 (計 6 線)	
1:45	第 3・第 5・第 8 分団 排水作業終了	

6 被害発生状況等

(1) 市内の主な被害状況（令和2年8月6日現在）

町丁名	床上浸水 (棟)		床下浸水 (棟)		その他 の被害	人的被害 (名)		ライフライン (件)	
	棟数	世帯数	棟数	世帯数		死者	負傷者	電気	電話
駒井町一丁目	43	55	63	72	0	0	0	停電区域 猪方 一～四丁目 東和泉 一～三丁目 元和泉 一丁目	0
駒井町三丁目	10	10	53	54	1	0	0		0
猪方二丁目	38	45	64	68	1	0	0		0
中和泉四丁目	8	15	3	3	0	0	0		0
中和泉五丁目	2	8	1	1	2	0	0		0
西和泉一丁目	0	0	1	12	0	0	0		46
西和泉二丁目	1	1	14	104	0	0	0		112
その他の地域	0	0	0	0	9	0	0		0
合計	102	134	199	314	13	0	0	3,503	158

(注1) その他の被害は、強風による建物被害等の発生件数（狛江市と狛江消防署の把握件数）

(注2) 電気の停電は12日20時58分に発生、12日22時47分までに全域で復旧している。

(注3) 台風第19号による水道・ガス・下水道設備の故障等は確認されていない。

(2) 罹災証明書発行状況（令和2年8月6日現在）

区分	計	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)	無被害
交付申請 受理件数	215件						
発行件数	215件	0件	0件	21件	43件	150件	1件

(3) 公共施設等被災状況

施設等種別	公共施設名等	被害の程度
公共施設 (市管理施設を含む)	根川地区センター	床上浸水
	災害用備蓄倉庫（西和泉体育館）	床上浸水
公園・グラウンド	西和泉グラウンド	浸水
	多摩川緑地公園グラウンド	浸水
その他の市施設	こまほっとシルバー相談室【中和泉四丁目23番1号】	床上浸水
	地区消防隊器具置場【中和泉四丁目16番2号】	床上浸水

(注) その他、野川緑道（西野川2-41）で倒木1件、市内公園で多数の枝折れ被害を確認

7 浸水被害発生状況

(1) 西和泉・中和泉地区

西和泉・中和泉地区は、調布市から流れる根川雨水幹線に沿って浸水が確認され、浸水範囲は調布市染地地区にまで拡大した。六郷さくら通り多摩川住宅南口交差点付近では、12日16時頃から道路冠水が始まり、付近の浸水深は最大で約150cmとなった。



六郷さくら通りの浸水状況
 (12日16時32分頃)



西和泉地区の浸水状況
 (13日0時頃)



町丁名	床上浸水		床下浸水	
	棟数	世帯数	棟数	世帯数
中和泉四丁目	8	15	3	3
中和泉五丁目	2	8	1	1
西和泉一丁目			1	12
西和泉二丁目	1	1	14	104
合計	11	24	19	120

(2) 猪方・駒井町地区

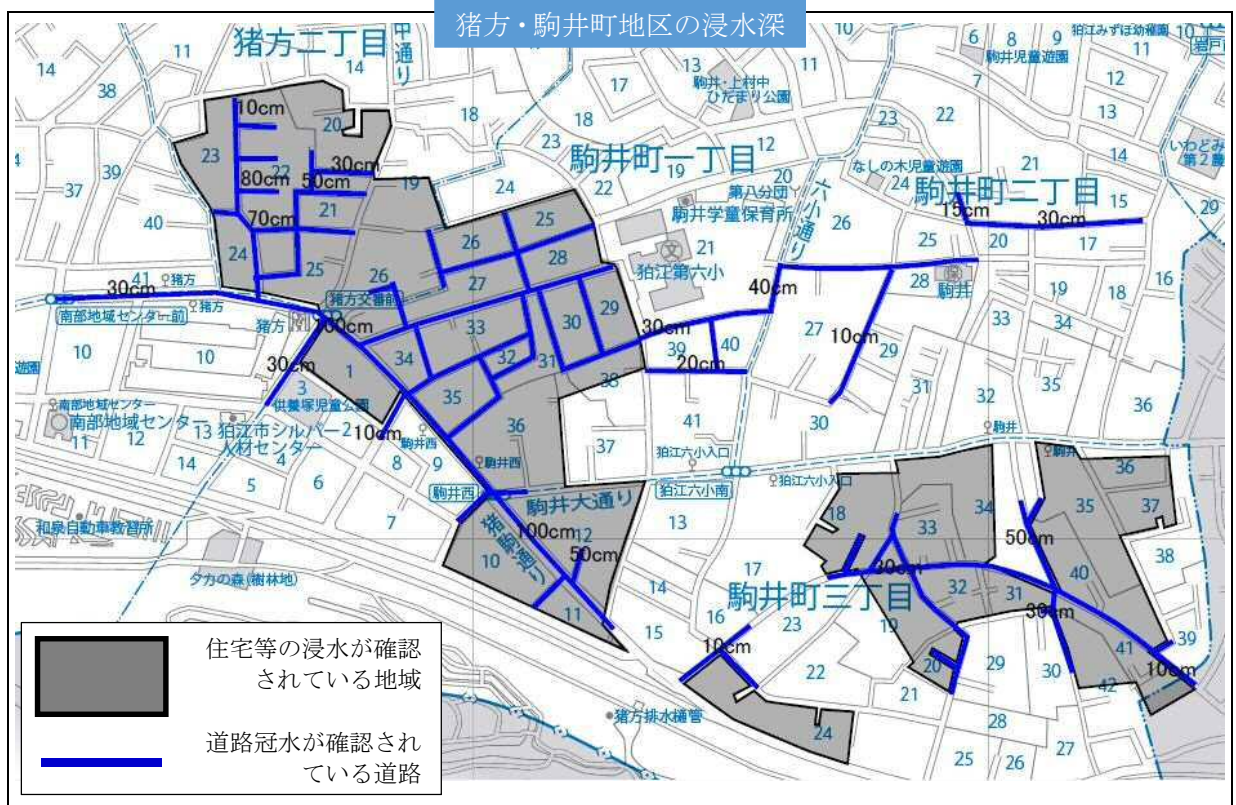
猪方、駒井町地区では、12日18時頃からマンホールや集水ます付近から水が噴出しているとの通報が消防署や市役所に寄せられ、猪駒通りを中心に浸水が確認されている。



駒井町一丁目付近の浸水状況
 (12日17時18分頃)



駒井町一丁目付近の浸水状況
 (12日22時頃)



町丁目名	床上浸水		床下浸水	
	棟数	世帯数	棟数	世帯数
駒井町一丁目	43	55	63	72
駒井町三丁目	10	10	53	54
猪方二丁目	38	45	64	68
合計	91	110	180	194

(3) 多摩川河川敷

多摩川が増水し、多摩川緑地公園グラウンドが浸水したことにより、グラウンドの土が流され、水が引いた後は侵食によって深く大きな穴が開くなどの被害を受けた。

また、こまね初春まつりの会場が変更されるなど、新春の恒例行事に影響を及ぼした。



多摩川緑地公園グラウンドの被害状況
 (東和泉三丁目 14 番先から多摩川下流方向を撮影)



ドッグラン付近の被害状況
 (東和泉四丁目 9 番先から小田急多摩川橋梁方向を撮影)

8 ライフラインの被害発生状況

(1) 停電発生状況

停電発生	停電発生：10月12日 20時58分
・復旧時刻	停電復旧：10月12日 22時47分
停電発生区域	猪方一、二、三、四丁目・東和泉一、二、三丁目・元和泉一丁目
停電発生件数	3,503件
停電発生原因	東和泉二丁目の電線に飛来物が接触し、電線のショートによる

(出典：東京電力パワーグリッド株式会社「配線事故停電について (2019/10/20)」より抜粋)

(2) 電話等不通発生状況

電話不通期間：10月12日～10月18日まで

住 所 (棟名)	回線数	故障数	故 障 発 生 原 因
西和泉一丁目 (イー1～15号棟)	122	46	西和泉地区の大規模浸水により通信設備 (端子盤・VDSL集合装置) の冠水による
西和泉二丁目 (ニー1～15号棟)	143	112	
計	265	158	

(出典：東日本電信電話株式会社「台風第19号への対応」より抜粋)

9 浸水区域の復旧及び被災者に対する支援

(1) 時系列

日 時	実 施 内 容
令和元年	
10月13日	市職員が浸水区域等の狛江市内被害状況の調査開始（以降継続して調査） 市職員が浸水等による通行止め箇所の対応実施（道路啓開までの間） 狛江市建設業協会に災害時応援協定に基づく道路啓開の協力を要請 自衛隊が西和泉地区の道路啓開活動を開始（～10月17日まで） 市ホームページに「台風第19号に伴う被害等のお問い合わせについて」掲載
14日	狛江市建設業協会が猪方・駒井町地区の道路啓開活動を実施（14・18日）
15日	狛江市消防団が西和泉地区で道路啓開活動を実施
16日	株式会社加藤商事が集水ます、U字溝の清掃を実施（～18日まで） 狛江市災害ボランティアセンター開設、17日から災害ボランティア活動を実施 （以降、10月27日まで19、22、23、27日を除く8日間開設され、28日以降は被災者相談 対応を実施）
18日	避難所運営協議会との意見交換会を実施
19日	狛江市に災害救助法の適用決定
21日	東京都知事と市町村長の意見交換（市長より都知事に災害対応についての要望を伝達）
23日	東京電力パワーグリッド株式会社来庁（10月12日に発生した配線事故停電について説明 等実施） 狛江郵便局来庁（災害救助法適用に基づく郵便物等の料金免除について）
31日	議員全員協議会で台風第19号に伴う災対各部の対応等の説明
11月9日	市民説明会を開催（和泉小学校、狛江第六小学校）
15日	国土交通大臣に台風第19号の被害に関する緊急要望を提出
18日	被災者支援案内窓口を狛江市役所501会議室に開設（～12月27日まで） 住宅の応急修理・床上浸水の消毒費用助成の受付開始
22日	東京管区気象台来庁（台風第19号に関する東京都気象速報の報告を実施） 狛江市向けの台風第19号義援金受付開始（～令和2年3月31日まで）
29日	日本水工設計株式会社東京支社に狛江市公共下水道根川排水区関連及び狛江南部第二排 水区浸水原因究明業務の委託契約
12月4日	京浜河川事務所来庁（台風第19号の出水概要説明）
25日	調布市・狛江市の水害対応等に関する検討会開催
27日	災害特例見舞金の受付開始（受付件数1,239件）
令和2年	
1月6日	狛江市住宅補修緊急支援事業補助金制度・被災者生活再建支援補助金制度の受付開始
20日	東日本電信電話株式会社来庁（台風第19号の対応・西和泉地区の電話不通について）

(2) 浸水区域の清掃活動

浸水区域の道路啓開活動（堆積した泥土等の除去）として、自衛隊に災害派遣要請を、狛江市建設業協会に災害時応援協定に基づく協力要請を行い、泥土の除去・清掃作業を実施した。



道路啓開作業を行う自衛隊



放水による交差点洗浄を行う消防団



泥土堆積区域への通行止め対応を行う市職員



歩道の高圧洗浄作業を行う狛江市建設業協会

実施日	作業実施地域	作業実施者	作業実施内容
12日	西和泉地区	市職員	パトロール・交通誘導
	猪方・駒井町地区		
13日	西和泉地区	自衛隊	道路啓開活動（泥土除去作業）
		市職員	交通誘導
14日	猪方・駒井町地区	狛江市建設業協会	道路啓開活動（泥土除去作業）
15日	西和泉地区	自衛隊	道路啓開活動（泥土除去作業）
		狛江市消防団	道路啓開活動（泥土除去作業）
16日	西和泉地区	自衛隊	道路啓開活動（泥土除去作業）
	猪方・駒井町地区	株式会社加藤商事	集水ます・U字溝清掃
17日	西和泉地区	自衛隊	道路啓開活動（泥土除去作業）
	猪方・駒井町地区	株式会社加藤商事	集水ます・U字溝清掃
18日	西和泉地区	狛江市建設業協会	道路啓開活動（泥土除去作業）
	猪方・駒井町地区	株式会社加藤商事	集水ます・U字溝清掃

(3) 狛江市災害ボランティアセンター開設

10月16日から27日まで、あいとぴあセンターに狛江市災害ボランティアセンターが開設され、災害ボランティアによる片付け等の必要な個人宅等に対する支援が行われた。



災害時ボランティアによる支援活動

開 設 期 間	相 談 件 数	ボランティ ア 人 数	災害ボランティア活動内容	活動 件数
15日	4件	0名		0件
16日	5件	0名	ニーズ・現地調査、情報収集等（～20日まで継続）	0件
17日	1件	19名	個人宅の畳や家具の搬出 集合住宅の敷地内に残っている泥の撤去	3件 1件 4件
18日	4件	6名	個人宅の畳や家具の搬出 集合住宅の敷地内に残っている泥の撤去	1件 1件 2件
19日	0件	0名	あいとぴあセンター休館日	0件
20日	3件	45名	個人宅の家具等の搬出 個人宅の浸水で不具合になった家屋の補修等 多摩川河川敷（水辺の学校付近）の清掃 第六小学校付近の通学路や公園の清掃	2件 1件 1件 1件 5件
21日	3件	13名	個人宅の家具等の搬出 西和泉グランドに集積された土のう袋の整理 （27日までボランティアセンター設置延長決定）	3件 1件 4件
22日	0件	0名	雨予報のため休所	0件
23日	3件	0名	ニーズの調査のためボランティア活動・募集なし	0件
24日	0件	3名	個人宅の災害ごみの搬出 個人宅の車庫内の清掃	1件 1件 2件
25日	0件	0名	荒天のため活動及びボランティア活動なし	0件
26日	1件	13名	集合住宅の家具等の搬出、室内清掃等 個人宅の家具等の搬出、庭清掃、植木切断等 個人宅の家具等の搬出	1件 1件 1件 3件
27日	0件	0名	活動なし、ニーズ収束のため休所	0件
28日 以降	—	—	災害ボランティア相談窓口（被災された方への税の減免措置や各種支援制度に関する窓口）を開設（12月27日まで）	—
計	24件	99名		20件

(4) 災害廃棄物の対応

浸水した区域では、家屋内の家財に被害を受け、多くの災害廃棄物が発生した。被災世帯からの可燃及び不燃ごみの排出は中身の見える袋で排出することとし、粗大ごみと廃家電は申込制により無料で戸別収集した。なお、被災世帯敷地内に堆積した泥土も戸別収集により対応した。

道路に堆積した泥土と被災世帯敷地内の泥土は併せて、西和泉グラウンドを一時集積場所として集積し、株式会社藤原土建により、日の出町にある処分場に搬出された。

令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物の量

災害廃棄物の種別	災害廃棄物の量 (t)	集積所
可燃ごみ	12	株式会社加藤商事本社集積所 狛江市ビン・缶リサイクルセンター
不燃ごみ	5	
粗大ごみ	38	
その他処理困難物	2	株式会社加藤商事本社集積所
廃家電	1	小田急線高架下資源物保管庫
泥土	56	西和泉グラウンド
合計	114	



駒井町地区の災害廃棄物の排出状況



猪駒通りに堆積した泥土の状況



西和泉地区に堆積した泥土の状況



西和泉グラウンドに集積された泥土の一部

(5) 市民説明会の開催

浸水した地域の市民に対し、浸水の原因や今後の対応等について説明を行うため、六郷及び猪方排水樋管等に関する説明会を行った。



和泉小学校で行われた市民説明会の状況

実施日時		実施場所	参加者数	説明会出席者
11月9日	10時00分 開始	和泉小学校	266名	市長、副市長、企画財政部長、総務部長、環境部長、福祉保健部長、都市建設部長、危機管理担当理事、下水道課長、下水道課主幹
	14時30分 開始	狛江第六小学校	255名	

(6) 被災者支援案内窓口の開設

市民説明会実施後、被災された方への多岐にわたる支援等の対応（相談・申請・手続き等）窓口を簡略・一元化するため「被災者支援案内窓口」を開設した。

設置場所	市役所本庁舎 5階 501 会議室
設置期間	11月18日～12月27日（土・日・祝を除く）
開設時間	午前8時30分～午後5時00分
開設期間中の来庁者数	延べ114名

(7) 被災者支援等及び担当課等の一覧

支援等の内容		担当課等
証明	罹災証明書発行のための住家被害認定	まちづくり推進課
	罹災証明書	課税課
	被災届出受理証明書	
減免等	保育料の減免	児童青少年課
	国民健康保険税及び一部負担金の減免	保険年金課
	後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免	
	介護保険料及び介護サービス費等の利用料の減免	高齢障がい課
	障害福祉サービス、児童福祉通所等の利用者負担額の減免	
	下水道使用料の減免	下水道課
	証明等手数料の免除	市民課
	市税の減免等	課税課・納税課
	都税の減免制度	東京都主税局
	国税の減免制度	武蔵府中税務署
	国民年金保険料の減免	府中年金事務所
各種手当等	児童手当・特例給付	子育て支援課
	児童扶養手当	
	ひとり親家庭等医療費助成制度	
	心身障害者福祉手当	高齢障がい課
	重度心身障害者手当	
	特別障害者手当	
	障害児福祉手当	
難病者福祉手当		
生活再建・生活支援等	災害援護資金の貸付け	地域福祉課
	被災者生活支援再建制度（支給）	
	消毒費用の助成	健康推進課
	災害見舞金	安心安全課
	災害特例見舞金	
	住宅の応急修理（災害救助法）	まちづくり推進課
	狛江市住宅補修緊急支援事業補助金	
	生活福祉資金貸付制度について	市社会福祉協議会
	台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置	関東財務局
	被災された方への宿泊室の無料提供	全国市町村職員 共済組合連合会
	賃貸型応急住宅の提供	東京都総務局
相談	無料電話相談について	東京三弁護士会
	被災者の方のための無料法律相談	法テラス

(8) 広報こまえ

市では、被災者に国で決定された支援情報や被害の状況等を広報こまえやホームページ、SNS などにより広報を行った。

月日	号	面	掲載された主な内容等
令和元年			
11月1日	1281	1	台風第19号により被災された方へ（市長のお見舞いの言葉・各種手続き等の案内）
		2	令和元年台風第19号災害義援金の受け付け
		11	多摩川緑地公園グラウンドおよび西和泉グラウンドは使用できません
11月15日	1282	1	命を守る行動をするような大型台風（市長コラム）
		3	市税の納期限・申告期限を延長します
12月1日	1283	1	令和元年台風第19号による被災者への支援案内窓口を開設しています（詳細は3面）
		2	台風第19号により発生した災害ごみの収集を終了しました
		3	令和元年台風第19号による市内の被害状況等をお知らせします
12月15日	1284	2	雑損控除の説明会を開催します
		4	令和元年台風第19号被害に伴う税の減免申請を受け付けています
		9	多摩川を元のようにキレイにし隊
令和2年			
1月1日	1285	2	市税の納期限・申告期限延長後の期限が決定しました
		3	令和元年台風第19号対応経過報告
1月15日	1286	3	令和元年台風第19号対応経過報告
3月1日	1289	5	令和元年台風第19号対応経過報告
3月15日	1290	8	台風第19号における消毒費用助成の申請期間を延長します
4月15日	1292	3	令和元年東日本台風（第19号）災害狛江市義援金のお礼
		3	令和元年東日本台風（第19号）災害狛江市義援金を支給します
5月15日	1294	2	浸水原因究明業務委託の進捗状況をお知らせします
6月15日	1296	3	令和元年東日本台風（第19号）狛江市義援金を支給します
8月1日	1299	1	自然災害に遭う前に今できることを準備しよう （排水樋管対応訓練、土のうステーション設置など）
8月15日	1300	2	排水樋管の水位情報等を公開しました
9月1日	1301	3	令和元年東日本台風に伴う浸水被害への市の取り組みに関する説明会を実施します

詳細は巻末資料「資料1」参照

(9) 安心安全通信

月 日	号	面	掲 載 さ れ た 主 な 内 容 等
令和元年			
11 月	11	3	令和元年台風第 19 号をうけて 被害の状況及び当時の避難者数について
令和 2 年			
3 月	12	3	経過報告 災害特例見舞金について 住宅の応急修理について
8 月	13	1 5 7	風水害への備えについて（日頃の備え、情報収集、避難など） 各排水樋管への水位計、監視カメラ等の設置について 令和 2 年度水防訓練の実施状況 狛江市洪水ハザードマップの改訂について

詳細は巻末資料「資料 2」参照

10 令和元年東日本台風対応に関する反省点と改善方針について

(1) 事前対策等

項目	反省点	改善方針
臨時庁議での確認・決定事項	庁議を開催し、天候の見通し、JR、私鉄各線の計画運休の予定や各部から参集予定者数の報告が行われていたが、被害が拡大した際の職員の参集見込み等について十分な検討が行われなかった。台風対応における職員の参集は、気象庁や計画運休の情報などを含めて総合的に判断し、市の態勢種別ごとの参集時間（事前命令）について明確な意思決定が必要であった。	台風など、事前に災害発生時期が予想される状況となった場合は、臨時庁議などにより参集の要否や規模、具体的な参集時期について全職員に指示する。 また、各部は、庶務担当課を中心に市の態勢種別に応じた参集者と参集免除者について事前に確認し、部長に報告する。
災害対応に必要なとなる職員数の確保	災害対策本部設置、避難所開設、避難情報の発令といった対応に必要なとなる職員数を整理し、確保することができなかった。	今回の対応を踏まえ、各部において必要となる職員数を整理する。 部内で職員数を充足できない場合は、庁議において共有し、応援体制を構築する。
事前広報	注意喚起や自主避難所の開設などについて、狛江市ホームページを始め、ツイッターや安心安全メールなどでの周知を行ったが、情報を受け取ることの出来ない市民からの問い合わせの電話が殺到した。	1 SNSによる情報発信が有効であったことから、現行のSNSでの情報発信を強化する。 2 スマートフォンを持っていない市民への周知方法については、事前に電話対応職員の態勢を整え、コマラジと連携し、公共放送による情報収集を事前に広報する。 3 避難所だけではなく、親戚、友人宅への避難や堅牢な建物への垂直避難を平時から周知する。
浸水区域の備蓄倉庫等	浸水区域の備蓄倉庫内の機器や備蓄品等が水没し、使用不能となった。	浸水区域に設置されている倉庫内の備蓄品等は、事前に高い場所や浸水危険の少ない別の場所に移動させる。
浸水予防対策	市民への土のうの配布は、防災センターのみで実施していたため、自家用車等の輸送手段がない市民や高齢者等への配布が困難であった	今回、浸水被害が確認された2地域に土のうステーションを設置した。 ・ 供養塚公園 （駒井町三丁目3番） ・ 第一地区消防隊器具置場 （中和泉四丁目16番）

(2) 市民への情報発信について

項目	反省点	改善方針
情報の内容、発信の時期	防災行政無線、安心安全情報メール、緊急速報メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、コマラジ等により情報発信したが、各ツールによる発信のタイミング・内容にずれがあった。	災害対策本部事務局を中心に統括した情報発信体制を整え、コマラジを含め、情報発信の時期や内容の共有を行う。
市ホームページについて	狛江市の風雨が強まるにつれ、狛江市のホームページや京浜河川事務所のホームページにつながりにくくなり、市民が避難情報や避難所情報、多摩川水位などの情報を入手できなくなった。	1 市のサーバーの負荷を分散する機能を有するサーバーに更新する。 2 市のSNSや各課が発信するメール、コマラジなど、災害時でも情報発信が可能な情報伝達ツールを最大限に活用し、定期的に避難情報、各河川水位の状況、避難所の状況などを情報提供する。
避難勧告等対象地域	避難勧告等の対象地域を選定した際、本来洪水浸水想定区域の全てを対象とする想定であったが、災害対策本部会議において3m～5mの浸水が想定されている地域を中心とした。その際、対象とすべき中和泉四丁目が抜け落ち、結果的に当該地域に浸水被害が発生した。	浸水想定区域が避難情報発令区域から抜け落ちることは被害拡大の要因となる危険性が高いことから、避難情報を発令する際は、原則として町丁名ごとに記載された案を作成して示し、災害対策本部で決定する。

(3) 職員参集について

項目	反省点	改善方針
災害対策本部開設時間決定後の警戒態勢の変更確認について	12日13時に災害対策本部の開設が決定され、事前計画では災害対策本部の開設決定をもって第3非常配備態勢発令となるが、安心安全課職員が避難所や市民からの電話対応に追われ、警戒態勢の変更確認について進言できなかった。	1 タイムライン適用となる風水害については、タイムラインに基づいた行動をとるよう徹底する。 2 情報連絡態勢となった段階で電話対応職員を増強する。 3 災害対策本部会議の運営は安心安全課を除く職員が行い、安心安全課長のほか、安心安全課職員1名を本部連絡員として配置する。
参集時期について	職員参集連絡が、計画運休により公共交通機関がすべて停止し、風雨が強くなった後(16時16分)となり、参集できない職員が多かった。	事前の臨時庁議等において全職員参集の可能性を含めた具体的な方針を全庁的に共有し、計画運休などを見据えた早めの参集による態勢確保を行う。
参集連絡について	職員参集に用いたJアラートメールは、本来参集連絡としての目的で運用しているものではないため、受信する端末により、受信時間に差が出る。	台風による参集者は、臨時庁議において事前に決定し、全職員に周知する。 必要に応じて各部の緊急連絡網を活用する。
	計画運休後の参集については、自家用車等によることとなり、参集職員の安全確保上の問題が生じる。	計画運休が始まり、風雨が強まった後、狛江市及び近隣区市に在住している職員を除く職員が参集することは困難であるため、職員の安全を第一に考え、参集の要、不要について具体的な判断の連絡を行う。

(4) 避難所対応

項目	反省点	改善方針
避難所職員の対応について	避難所で対応にあたった職員が不慣れで、無線機など備蓄倉庫の資機材を十分に活用できなかった。	水害時の避難所マニュアルを作成するとともに、避難所初動要員を含め、避難所担当職員への周知を行う。 また、訓練を通じて避難所の運営や資機材の活用について習熟を図る。
災害対策本部と避難所派遣職員との情報連絡について	災害対策本部と避難所派遣職員との情報連絡が個人の携帯電話を用いて行っていたため、迅速な情報伝達ができなかったほか、口頭による情報伝達のみであったため、双方とも正確な情報の把握が困難であった。	1 避難所に配備している無線機を使用するほか、学校では庁内ネットワーク端末を使用し、文書による情報伝達を行う。 2 SIMフリー端末及びモバイルサービスを導入し、ビジネスチャットツールである「LINE WORKS」等を活用することで情報連絡態勢の向上を図る。
無線機の運用について	避難所と災害対策本部との情報伝達で、一斉の情報発信が困難であった。	無線機、携帯電話、庁内ネットワーク端末の複数のツールによる情報発信を行う。
避難所派遣職員の把握について	避難所で派遣職員を誰が把握しているかが分からず、どの避難所に誰が派遣されているのか、把握が困難であった。	避難所への職員派遣、運営に関わる情報は災対教育部が把握し、災害対策本部事務局に情報提供する。
避難所開設後の体制について事前検討の不足	水害時の避難所開設は長期的な避難を想定していないため、教育部職員を中心とした市職員が開設することとしたが、人員の不足と避難情報発令決定後に避難所開設の対応（職員の配置等）を決定したため、避難所について全く知識のない各部からの応援職員が対応することとなった。	1 タイムラインに基づき、事前の臨時庁議において避難所対応職員を確保し、担当職員を中心に迅速な避難所の開設を行えるよう態勢を整備する。 2 作業内容を明確化したマニュアル整備を行うとともに、訓練を通じて応援職員を統括できる避難所担当職員の育成を行う。
自主避難所について	タイムラインにおいては自主避難所の位置付けがあるが、運用の詳細が明確となっていないため、混乱が生じた。	1 自主避難所の開設については、臨時庁議により決定する。 2 市民に対し、市広報紙等を通じて自主避難する際の持ち物について事前周知を図る。

項目	反省点	改善方針
避難所に避難している市民への情報提供について	<p>各避難所での市民への情報伝達が不十分であったため、多摩川の水位が6mを超え、水位上昇を続けている最中であるにも関わらず、風雨が弱まったことに安堵し、帰宅した市民が多かった。</p>	<p>避難所に避難している市民に正しい情報を適切に伝えるため、避難所担当職員からの口頭による伝達やラジオ（コマラジ）だけではなく、避難所に配置したテレビなどを活用した情報提供を行う。</p> <p>また、「避難勧告発令中」といった掲示を行うなど、安全確保に必要な情報を適切に伝える。</p>
	<p>SNS上で、避難所の空き情報など、一部誤った情報が流れていた。</p>	<p>公式アカウントによる情報発信により誤った情報の速やかな修正を行う。</p>
避難所運営協議会への協力要請について	<p>避難所運営協議会に避難所運営へ協力を依頼した時間帯は、台風による風雨が一番強い時期であり、加えて猪方・駒井町付近では浸水の情報が入り始めた時間であった。</p> <p>また、会員が既に市外へ避難しているケースもあり、人員の確保が困難であった。</p>	<p>避難所運営協議会への協力要請は、会長から各会員への連絡時間も考慮し、臨時庁議決定後、各避難所担当から会長に「避難所開設の要否」と「開設予定時間」について電話連絡を行い、協力要請を行う。</p>
浸水区域内の避難所開設について	<p>避難所として指定していなかった浸水想定区域内にある小中学校を避難所として開設した。第二中学校には設置した避難所中最大となる1,000名以上の市民が避難し、一時受入れが困難となった。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 浸水想定区域内の小中学校についても、新たに浸水深以上の階を避難所として指定した。 2 避難所の見直しを行ったため、浸水表示板の表示を変更する。 3 避難所情報は、避難者数だけではなく、各施設の混雑状況を市民へ周知する。
	<p>六小では、住民の避難ルートとなる道路が一部冠水し、引き返した市民がいたとの情報があり、浸水区域内の避難所を開設する場合、開設時期についても検討が必要である。</p>	<p>自主避難所及び避難所開設のタイミングは、公共交通機関の運行情報等を踏まえ、臨時庁議で事前に決定し、市民に周知するとともに、道路浸水情報等を公表する。</p>
	<p>洪水浸水想定区域内の避難所を開設する場合は、想定浸水深に応じた安全な階層を開放する必要があるが、校舎の開錠に時間を要し、先に体育館等を開放することとなった。</p>	<p>施設の具体的な使用方法や浸水の危険性、開錠の方法等を施設管理者及び教育部避難所担当が事前に共有できるよう、マニュアルを整備する。</p>

項目	反省点	改善方針
ペット同行問題	<p>自主避難所開設当初、ペット同行避難は中央公民館のみでの受付としていたが、他の避難所ではペットの受入れを断っていたため、混乱を招いた。</p> <p>一方、警戒レベル3発令以降は全ての避難所で受入れ可能としたため、情報が錯綜して更に混乱を招いた。</p>	<p>ペットの同行避難について、使用できるスペースや同行避難の方法などを決め、避難所運営マニュアルに記載する。</p>
福祉避難スペースの設置	<p>要配慮者のための避難スペースの設置場所が決まっていなかった。</p>	<p>福祉避難スペースの設置場所は、避難所となる施設管理者と調整して決定し、避難所運営マニュアルに記載する。</p>
車での避難者対応	<p>一中通りに車両避難者による渋滞が発生し、第一中学校のグラウンドを開放した。</p>	<p>水害時の車両移動は、冠水箇所走行中に走行不能となり、車両に閉じ込められ、水没した車両から脱出できなくなる、流されるなど、危険性が高いことから、引き続き原則禁止とすることを、市民に周知する。</p>
	<p>高齢者や要配慮者を伴って避難するため、やむを得ず車両で避難する市民がいた。</p>	<p>高齢者や要配慮者を伴った車両での避難については、車両での送迎のみとし、避難は原則禁止であることを周知する。</p>
	<p>車両による避難（車中泊）への対応も考慮する必要があった。</p>	<p>市内2ヶ所の大型商業施設と協定を締結し、水害時の車両避難場所として施設の駐車場を開設できることとした。</p>
使用物品の把握について	<p>避難所で使用した備蓄品の正確な把握が困難であり、補充作業に時間を要している。</p>	<p>水害時における備蓄品の使用は、毛布やエアマット、クラッカーなど必要最低限度とするとともに、備蓄品を使用した場合は、市職員が記録する。</p>

項目	反省点	改善方針
水災時の避難者受付について	避難者受入れ時に「避難者登録用紙」に記入してもらっているため、避難者が殺到した時、外で待機してもらった状況となり、また、避難者数の把握に時間がかかった。	水災時の避難者受入れについて、家族単位で「初期避難者受付カード」を配布し、記入を終えたものから回収することで、受付にかかる時間を短縮できるようマニュアルを整理する。 また、なるべく屋内で受付ができるよう避難所ごとのマニュアルを整理する。
避難所の閉鎖について	避難勧告の一部解除が決まった際、避難勧告解除の周知方法、避難所閉鎖時間等について決定していなかったため市民に伝えられず、職員も困惑していた。	市ネットワーク端末により、避難所対応職員及び避難者に対する避難勧告の周知方法や避難所閉鎖等の指示について情報提供・情報共有を行うとともに、掲示等により避難者へ周知する。
夜間の避難者受入れについて	道路が冠水している中で避難した市民が、学校周辺や敷地内が暗く、浸水箇所や段差などがわからず危険を感じた。	避難所開設時、施設に付帯する照明設備を最大限活用するとともに、校門から学校入口や周囲に照明を配置するなど、市民の安全に配慮する。
備蓄倉庫について	備蓄倉庫外に照明がなく備蓄品の搬送に苦労した。	避難所と別棟となっている備蓄倉庫が多いことから、倉庫内に設置された照明だけではなく、懐中電灯などを多めに準備する。
	倉庫が屋外の別棟となっており、合羽を持たずに避難所に配置された職員がずぶ濡れになりながら活動を行った。	参集職員に貸出を行う合羽、長靴を準備する。
備蓄品について	自主避難所を開設した際、食料としてカップラーメンを持参している市民がいた。	1 自主避難時に持参する食料については、原則としてお湯や電子レンジを使用するものは持ってこないように平素から周知する。 2 各施設管理者の判断でポットなどが借用できる場合は対応する。
避難所の情報収集について	避難所では情報が入らず、スマートフォンなどで市が発信するSNSを確認するしかなかった。学校がテレビを用意したところ、周りに市民が集まり、情報が得られることに安心している様子であった。	1 備蓄品としてテレビを配備した。 2 避難所への災害情報は、コマラジと連携し、避難所に配置されたラジオを使用して情報提供を行う。

(5) 災害対策本部・災害対策本部事務局

項目	反省点	改善方針
災害対策本部における関係機関からのリエゾンの活用	消防署、自衛隊、東京都から各2名のリエゾンが派遣され、災害対策本部会議に出席し、情報共有を図ったが、災害対策本部会議に2名とも出席していたため、その間に各派遣元機関からの連絡への対応ができない時があった。	リエゾンが複数名派遣されている場合は、災害対策本部会議への出席と、各派遣元機関との連絡員の役割分担を依頼する。
浸水情報の職員への周知	災害情報の対応状況や浸水情報の確認、情報共有が不十分であった。	浸水情報は、市内で巡回している職員の生命にも関わるため、早急に周知する体制を整える。
マスコミ等への対応について	被害状況や避難者情報など、マスコミからの問い合わせに対してどの数字を答えればよいか判断ができなかった。	外部へ公開する数字等は時点で区切り、公開情報として統一し、あわせてホームページ等への公開を行う。
災害対策本部事務局に集まった水位・雨量等の情報共有について	河川水位や雨量、避難情報、避難所情報など、職員（特に避難所配置職員）との情報共有が不十分であった。避難所配置職員は、市民からの問い合わせに対して情報がなかったため、対応に苦慮した。	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水樋管に水位計及び監視カメラを設置し、水位が上昇した際には逐次状況を確認できるようにした（令和2年7月31日設置済）。 水位情報と監視カメラの映像をインターネット上で公開した（令和2年8月4日から公開）。 2 避難所配置職員への情報共有は、避難所に配備している無線機を使用するほか、学校では庁内ネットワーク端末を使用し、情報伝達を行う。 3 SIMフリー端末及びモバイルサービスを導入し、ビジネスチャットツールである「LINE WORKS」等を活用することで情報連絡態勢の向上を図る。

(6) 排水樋管対応

項目	反省点	改善方針
浸水被害への対策について	多摩川の水位が上昇したことに伴い、雨水が排水できず浸水被害が発生した。	浸水原因の究明と浸水対策の検討を専門家に委託し、浸水原因を明らかにすると共に、実現可能な対策を検討する。 (令和2年9月30日まで)。 浸水被害を一刻も早く解消するため、排水樋管に可搬式ポンプを配備した(令和2年7月31日配備)。
排水樋管の操作について	排水樋管操作要領に操作の基本方針や退避判断等の記載が無かった。	排水樋管操作要領の見直しを行い、排水樋管操作の目的、基本方針を新たに追記した。 また、順流・逆流時の操作方法を明記すると共に、退避判断基準及び退避時の樋管操作方法についても新たに追記した。
	排水樋管の操作を判断する情報を得るための設備が不足していた。 また、市民等への水位等の情報発信が不足していた。	排水樋管に水位計及び監視カメラを設置し、水位が上昇した際には逐次状況を確認できるようにした(令和2年7月31日設置済)。 水位情報と監視カメラの映像をインターネット上で公開した(令和2年8月4日から公開)。
	排水樋管は職員が直接操作する仕組みであったことから、河川の水位上昇に伴う職員の退避後は、排水樋管の操作が不能となった。	排水樋管の操作を離れた場所から安全に行うことが可能となるように、遠隔操作化の設計委託を発注した(工期：令和2年9月30日まで)。
排水樋管での訓練について	排水樋管での訓練については、関係機関がそれぞれ個別に実施していたため、コミュニケーションが不足していた。	関係機関(狛江市消防団、調布警察署、狛江消防署、狛江市)が、合同で訓練を実施し、排水樋管の役割や操作方法、有事の際の行動要領等を共有した(令和2年7月8日実施)。
	六郷排水樋管は、調布市域も影響があるため、調布市とも密に連絡を取る必要があった。	両市が連携し浸水被害を軽減するためのハード・ソフト対策等を総合的に推進することを目的とした両市の副市長をトップとする「調布市・狛江市の水害対応等に関する検討会」を発足した(令和元年12月25日)。 調布市・狛江市合同水防訓練として、排水ポンプ訓練、情報伝達訓練等を実施した(令和2年6月11日実施)。

(7) 現場対応職員

項目	反省点	改善方針
現場対応職員の把握と緊急連絡について	浸水対応のため応援職員を派遣していたが、何名配置か、誰が配置されたのか、現場では確認できなかったため、水位が上昇して撤収する際、全員に連絡が来ているのか不安であった。	現場対応や避難所対応のため市職員を派遣する場合には、災害対策本部事務局がとりまとめ、無線機等の貸し出しを行うとともに、緊急時は無線機等により連絡を行う。 1 各災対部の判断で派遣する場合は、「いつ、どこに、誰が、どのような手段（車・自転車・徒歩）で、何のために派遣されたか」を災害対策本部事務局に報告する。 2 庁用車使用時は、事前に災害対策本部事務局に連絡し、浸水情報等がある場合は、進入禁止区域を設定し、注意喚起を行う。 3 河川の水位上昇や浸水状況により市職員や消防団を全て撤収させる場合、各課所属長は自己所属の職員が無事に帰庁しているか確認し、各部長に報告する。
夜間の通行止め等対応職員について	浸水区域の通行止め対応のため、車両の誘導対応にあたった職員は、誘導するための道具が誘導棒2本しかなく、浸水が始まった区域では長靴での対応が困難となった。また、雨が降っている時間帯は視界が悪く、夜間は誘導に従わず進入し、水没した車両もあった。	1 夜間の通行止め対応に備え、投光器などを準備する（移動に使用した車両のライトを使用する、車両が通り抜け出来ないように車両を停車させる）。 2 浸水深が深くなった場合、通行止めの範囲を広くとるなど、現場判断で職員の生命に危険のない場所での通行止め対応を行う。 3 夜間の通行止め対応を行う職員は、反射板付きの合羽を着用する、合羽の上に青ベストを着用するなど、車両の運転手から視認しやすいものを着用して対応する。

(8) 被災状況調査・市民対応

項目	反省点	改善方針
被災後の電話対応等について	<p>発災後の台風関連の様々な問い合わせ等に対する部署間の連携や通常業務との両立がうまくいかなかった。</p>	<p>災害発生後、継続して市民対応ができる体制（電話対応を含む）を整える。</p>
	<p>被災直後は自宅の排水依頼や泥土処理等の対応を求める問い合わせが多くあった。また、3連休により業者が休日で対応できなかったことが多かった。</p>	<p>事前に対応が可能な業者を把握するなどした上で、被災者のニーズを把握し、ホームページで情報を公開するなど周知を行う。また、迅速に汚泥処理を行うため、被害状況調査と同時進行でボランティア等のニーズを把握し、災害ボランティアセンターの開設を依頼する。</p> <p>継続勤務可能な職員、参集可能な職員を参集させ、市民対応を行う。</p>
被災後のマスコミ対応について	<p>マスコミの取材等について、短時間に的確に対応することが出来なかった。</p>	<p>災害対策本部（安心安全課）と秘書広報室で情報共有し、状況に応じた定時の取材、文書等による取材などの制限をかけることも含め、連携して対応にあたる。</p>
被災者への対応	<p>各部署ともに不慣れな災害事務が多く、国や都の支援決定も遅れたため、後手にまわってしまい、被災した市民に負担をかけてしまった。</p>	<p>国や都からの支援策にすぐに対応できるように、水害時に限らず、震災時も過去の被災者支援を基にした電話対応や相談などを踏まえた図上訓練等を実施する。</p>
被災後の分掌事務	<p>被災後の分掌事務に偏りがあり、一部の部署に事務が集中した。</p>	<p>災害対策本部条例施行規則、地域防災計画、事業継続計画を見直し、各部の分掌事務を整理する。</p>

令和元年 11 月 1 日号 (第 1 面)

台風第19号により被災された方へ

このたびの台風第19号により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に対し、衷心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風の襲来に対しては、これまで本市が経験してきた大規模災害を踏まえ、可能な限りの事前の備えと対応、避難誘導に全力で取り組みましたが、残念ながら市内で床上・床下浸水や一部道路の冠水といった被害が発生しました。調査結果につきましては、広報こまえ等で改めてご報告いたします。

1日でも早い復旧を目指し、国や都とも協力し、迅速に取り組みとともに、今後の災害対応や避難所の運営について検討してまいります。皆様のご協力をお願い申し上げます。

釜江市長 松原俊雄

台風第19号により被災された市民の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

復旧に向けた支援等についてご案内いたします。

■罹災証明書等の申請を受け付けています

台風第19号の災害に伴う被災者生活再建支援や各種保険の申請等の手続きには、罹災証明書等が必要となる場合があります。罹災証明書は、原則、住宅に対して発行します。非住宅については、被災届出受理証明書を発行します。

必要書類▽罹災証明書交付申請書（罹災証明書の発行を希望される方）

▽被災届兼被災届出受理証交付申請書（被災届出受理証明書の

発行を希望される方）

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

▽本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）

▽被害の状況が分かる写真等

▽現認書（被災届出受理証明書を発行希望の方のみ）

▽委任状（本人以外の代理人が申請書を提出する場合のみ）

■申請課税課へ。

■災害見舞金等を支給します

床上浸水の被害を受けた方に対し、見舞金を支給します。

必要書類▽被害の状況が分かる写真等

▽印鑑（朱肉を使うもの）

■申請安心安全課へ。

■災害援護資金の貸し付けを行います

一定の被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸し付けを行います。貸し付けには一定の基準があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■申請地域福祉課へ。

■生活福祉資金の貸し付けを行います

一定の被害を受けた世帯に対して、生活福祉資金の貸し付けを行います。災害を受けたことにより臨時に必要な経費や、被災によって生活費が必要なお金にご利用いただけます。詳細は、粕江市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

■申請地域福祉課、粕江市社会福祉協議会 ☎ (3488) 0294へ。

令和元年 11 月 1 日号 (第 2 面)

▽(1) 日赤令和元年台風第19号
災害義援金

■口座名義

0620464

(4) みずほ銀行クヌギ支店 (普)

(3) 三菱UFJ銀行やまびこ支店

(普) 2105553

(2) 三井住友銀行すずらん支店

(普) 2787555

(1) ゆうちょ銀行・郵便局 00

190181515005

令和2年3月31日(火)まで

■受付口座

令和元年10月に発生した台風

第19号に伴う災害により、各地

に大きな被害が出ました。

この災害で被災された方を支

援するため、義援金を受け付け

ています。

令和元年台風第19号 災害義援金の受け付け

▽(2)~(4) 日本赤十字社

※振込手数料がかかる場合があります

ります(ゆうちょ銀行・郵便局

窓口での取り扱いの場合、振込

手数料は免除されます)。

■受領証

振り込みの場合で希望する方

は、住所・氏名(受領証の宛名)・

電話番号・寄付日・寄付額・振

込金融機関名および支店名をご

連絡ください。

※(1)のみ、通信欄に「受領証希

望」と記入してください。

■日本赤十字社パートナーシッ

プ推進部 ☎ (3437) 708

1



令和元年 11 月 1 日号 (第 11 面)

多摩川緑地公園グラウンド および西和泉グラウンドは 使用できません

多摩川緑地公園グラウンドおよび西和泉グラウンドは台風の影響のため当分の間使用できません。

ご理解をお願いいたします。

なお、再開の日程は決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

■社会教育課社会教育係

令和元年11月15日号（第1面）

命を守る行動をする
よつな大型台風

10月の大型で強い台風第19号は、命を守る行動をとるよう注意喚起がされるほどの大雨で、市内でも大きな被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

市では、昭和49年の多摩川堤防決壊以来の災害対策本部を設置し、一部地域に避難勧告を発令しました。狛江市が避難勧告等発令の判断材料とする多摩川の石原水位観測所における水位は、10月12日午後11時に平成19年の台風による6.02mを超える6.24m（ピーク水位6.33m）で、計画高水位の5.94mを超えました。

市内にある2カ所の雨水排水樋管が、多摩川の水位が高くなったことにより雨水が多摩川に排水できなくなるなど、床上浸水1001棟、床下浸水191棟の被害が出てしまいました。今後は早急にできる対策を講じ、浸水した要因を関係機関等と究明し、国・都・関係自治体などと連携し対策をしてまいります。



狛江市長 松原俊雄

令和元年11月15日号（第3面）

市税の納期限・申告期限を延長します

台風第19号の被害に遭った地域にお住まいの方や事業所を保有する方の、10月12日(土)以降に期限が到来する市税の納期限および申告期限を延長します。

延長後の各期限は、決まり次第お知らせします。

■対象地域

- ▽中和泉4丁目16番、18番、23番
- ▽西和泉2丁目全域
- ▽猪方2丁目20番～26番
- ▽猪方3丁目25番、28番
- ▽駒井町1丁目26番～36番
- ▽駒井町3丁目全域

■対象となる税目

次の市税（10月12日以降に納期限・申告期限が到来するもの）

- ▽個人の市民税・都民税、法人市民税
- ▽固定資産税・都市計画税

▽市たばこ税

■留意事項

延長後の納期限（未定）までの間に納付した場合、市税の延滞金はかかりません。

■口座振替の場合

口座振替を登録済みの場合は、本来の各納期限に税の引き落としを行います。

■納付書払いの場合

納付書に記載された納期限を過ぎると、コンビニエンスストア等では納付することができません。

納付書に記載された納期限以降に納付書で納付する場合は、市役所窓口で納付してください。コンビニエンスストア等で使用できる納付書の再発行を希望する場合は、納税課へお問い合わせください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

☑課税課住民税係、固定資産税係

令和元年 12月1日号 (第1面)

令和元年台風第19号による被災者への支援案内窓口を開設しています

被災された方への税の減免措置や各種支援制度に関する案内を行う窓口を設置しています。

期間 12月27日(金)まで **時** 午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日を除く)

所 501会議室 ※罹災証明書が交付されている方は持参してください。

問 被災者支援案内窓口 ☎ (3430) 1365

詳細は、3面をご覧ください。

令和元年 12月1日号 (第2面)

台風第19号により発生した 災害ごみの収集を終了しました

10月12日の浸水により発生した災害ごみの収集は終了しました。

なお、罹災証明書が発行され

た方については、12月13日(金)まで申し込み可能です(罹災証明書の写しが必要です)。

問 清掃課

令和元年 12月1日号 (第3面)

令和元年台風第19号による 市内の被害状況等をお知らせします

今回の台風は、45年ぶりに災害対策本部を設置するほどの未曾有の災害であり、多摩川に接する樋管である六郷排水樋管および猪方排水樋管周辺で広範囲にわたり、浸水被害がありました。

今回の災害で浮き彫りとなった課題に対し、原因の究明とその対策を検討してまいります。

また、このたびの災害においては、消防署・消防団・警察・自衛隊等防災関係機関のみならず、地域の町会・自治会の皆様や多くのボランティアの方に力を貸していただきました。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

樋管周辺での浸水

▽樋管とは

多摩川の水位が上昇した際に、多摩川の水が市内に逆流するのを防ぐための施設です。

ただし、市内に雨が降っている場合は、その降雨により市内に水がたまってしまいうため、樋管を閉めることでかえって水害を引き起こしてしまう恐れがあります。

▽浸水原因

多摩川の水位が上昇したことに伴い、市内で排水不良が生じました。

浸水が発生した場所は分流域で、雨水は排水樋管を通して多摩川に放流しています。流出先の多摩川の水位が高くなったこ

とにより、管内の雨水が排除できず、行き場を失った雨水が市内にあふれ、また多摩川の河川水が逆流したものとされます。

▽今後の対策

多摩川の水位を下げるのが根本的な解決策ですが、今回起きた事象について原因を究明し、対策について検討を進めます。

今回の台風では多くの自治体で狛江市と同じような浸水被害があったため、国土交通省が多摩川流域の各自治体を取りまとめ、今後の対策等について検討することを、市として働きかけていきます。

📍下水道課

台風第19号に伴う市内の被害状況等

■市内の被害状況(11月25日現在) (棟)

町丁目	床上浸水	床下浸水
駒井町一丁目	43	63
駒井町三丁目	9	52
猪方二丁目	38	64
中和泉四丁目	8	3
中和泉五丁目	2	1
西和泉一丁目	0	1
西和泉二丁目	1	14
合計	101	198

■10月12日の避難所開設状況

場所	開設日時	避難者数
1 中央公民館(市民センター)	午前8時40分	231人
2 狛江第四中学校	午前11時	107人
3 狛江第一中学校		285人
4 狛江第二中学校	午前11時30分	1,001人
5 市役所本庁舎(議場等)	午後2時30分	463人
6 緑野小学校	午後3時30分	697人
7 上和泉地域センター		70人
8 狛江第三中学校	午後4時30分	319人
9 狛江第三小学校	午後5時8分	243人
10 狛江第六小学校	午後5時27分	423人
11 エコルマホール	午後6時50分	121人
12 西河原公民館	午後7時30分	6人
合計		3,966人

※1～5は、自主避難所(避難勧告等の発令がない段階で、自宅での待機に不安や危険を感じる方が自主的に避難する施設)として開設
※12は、福祉避難所です。

市から国・都へ要望しました

狛江市長は11月15日、赤羽一嘉国土交通大臣に「台風第19号の被害に関する緊急要望」を提出し、多摩川治水対策等、狛江市民の安心・安全確保のために早急な対策を講じていただくよう強く要望してまいりました。



赤羽国土交通大臣(右)へ要望書を提出しました

また、小池百合子都知事には10月21日に開催された「知事と市町村長の意見交換」の場で、災害対応について直接要望をお伝えしております。



小池都知事へ災害対策の要望をしました

罹災証明書の発行

浸水等により住家に被害が発生した方を対象に罹災証明書を発行しています。

罹災証明書は各種支援制度で必要となる場合があります。

📍課税課

床上浸水した家屋の消毒費用を助成します

台風第19号により床上浸水した家屋(居住スペース)の消毒を業者に依頼し、それに要した費用を助成します(上限1万3,200円)。

※事業所や駐車場、倉庫等は対象外です。

📍申請方法 以下の書類を健康推進課(あいとぴあセンター内)または被災者支援案内窓口へ提出してください。

▽狛江市浸水被害消毒助成金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)

▽消毒を行った業者が発行した領収書(原本)

▽罹災証明書の写し、または床上浸水が証明できる書類(写真など)

📍印鑑(朱肉を使用するもの)

▽助成金振込先の口座番号等が分かる資料(原則として世帯主)

📍期間 令和2年3月31日(火)まで

■これから消毒を実施する方へ

消毒業者に心当たりがない方に、多摩建築物環境協同組合に加盟している業者をご案内します。

▽三洋株式会社(調布市多摩川5-18-27) ☎042(487)4541

※直接業者に連絡し、消毒を実施してください。後日、受け取った領収書で申請手続きができます。

📍健康推進課(あいとぴあセンター) ☎(3488)1181

災害ボランティアセンターの活動

狛江市社会福祉協議会は被災者支援のため、10月16日(木)から27日(日)までの期間、災害ボランティアセンターを設置しました。

主に市内および近隣にお住まいの延べ99人のボランティアの皆様、家具や畳の運び出し、掃除など20件の支援活動に協力していただきました。



令和元年12月15日号(第2面)

雑損控除の説明会を開催します ～災害に遭われた方へ～

- 日 12月24日(火)
時 ▽午前の部 午前10時～11時30分
▽午後の部 午後1時30分～3時
所 4階特別会議室
内 台風などの災害によって住宅や家財などに損害を受けられた方への税制上の措置(手続き)について説明します。
- 師 武蔵府中税務署職員
問 武蔵府中税務署 ☎042(362)4711

令和元年12月15日号(第4面)

令和元年台風第19号被害に伴う税の減免申請を受け付けています

罹災証明書・被災届出受理証明書を取得された方は申請により、市民税・都民税、固定資産税・都市計画税の減免が受けられる場合があります。減免には申請が必要となりますので、期限内に申請してください(罹災証明書等を発行済みの対象者には、順次減免申請書を郵送しています)。

住宅や家財または市内に所有する固定資産に被害があった方で、罹災証明書または被災届出受理証明書の申請をされていない方は課税課までお問い合わせください。 ☎課税課

..... 市民税・都民税の減免申請

☑ 令和元年台風第19号により被災され、罹災証明書または被災届出受理証明書を取得しており、前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生活が著しく困難な状況にある方のうち、以下のいずれかに該当する方

▽自己が所有する住宅の罹災証明書に記載されている罹災程度区分が一部損壊(準半壊)以上の方

▽日常生活に要する家財の損害金額が、家財全体の金額の10分の3を超える方(家財の損害金額が納期限未到来の市民税・都民税額の2分の1未満の場合を除きます。また、車両の損害は対象外です)

☑ 令和2年1月31日(金)までに、市民税・都民税減免申請書を持参または郵送で課税課へ。

..... 固定資産税・都市計画税の減免申請

☑ 令和元年台風第19号により被災され、罹災証明書または被災届出受理証明書を取得し、市内に固定資産(家屋・償却資産)をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

▽取得された罹災証明書に記載されている罹災程度区分が一部損壊(準半壊)以上と判定された方

▽被災届出受理証明書が交付された方のうち、不動産に被害があり、後日実施する市の調査で罹災証明書の罹災程度が一部損壊(準半壊)と同等以上と判定された方

※動産(車、家財等)のみが被災された方は対象となりません。

☑ 令和2年1月31日(金)までに、固定資産税・都市計画税減免申請書を持参または郵送で課税課へ。

令和元年12月15日号(第9面)

「多摩川を元のようにキレイにし隊」 結成式

台風第19号の影響で、狛江水辺の楽校がごみの山になってしまいました。皆さんの力で多摩川や水辺の楽校の自然を再生しましょう。

日 12月22日(日)午前10時～正午

受 午前9時45分から

集 狛江水辺の楽校入口

※雨天時は令和2年1月19日(日)

に延期

☑ 結成式、水辺の楽校の清掃

活動しやすい汚れてもよい服装・靴(長袖、長ズボン、長靴

など)、軍手、タオル、飲み物、

着替え、お持ちの方はのこぎり、

スコップなど

☑ 申込参加人数把握のため、事前に環境政策課水と緑の係へ。

令和2年1月1日号（第2面）

市税の納期限・申告期限延長後の
期限が決定しました

台風第19号の被害に遭った地域にお住まいの方や事業所を保有する方の、市税の延長後の納期限・申告期限が決定しました。納期限までに納付してください。

延長後の期限

1月31日(金)

対象地域

- ▽中和泉4丁目16・18・23番
 - ▽西和泉2丁目全域
 - ▽猪方2丁目20、26番
 - ▽猪方3丁目25・28番
 - ▽駒井町1丁目26、36番
 - ▽駒井町3丁目全域
- 対象となる税目
- ▽市民税・都民税（普通徴収）

課税課

※市民税・都民税（普通徴収）
第4期（納期限1月31日）、固定資産税・都市計画税第4期（納期限3月2日）の納期限は変更ありません。また、市民税・都民税（特別徴収）1月分（納期限2月10日）以降の納期限は変更ありません。

▽市民税・都民税（特別徴収）
10月分、11月分、12月分
▽固定資産税・都市計画税第3期
▽法人市民税・市たばこ税（令和元年10月12日、令和元年12月31日までの申告・申請・納付（納入）期限）

令和2年1月1日号（第3面）

令和元年台風第19号対応経過報告

台風第19号に伴う浸水原因の究明について、委託業者が決定しました

委託件名 泊江市公共下水道根川排水区関連及び泊江南部第2排水区浸水原因究明業務委託
受託者 日本水工設計株式会社
契約日 令和元年11月29日
契約金額 1,672万円
委託目的 浸水被害の原因を究明するとともに浸水対策を

検討する。
委託内容 ▽浸水シミュレーションによる浸水原因の究明
▽樋管の最適な操作方法の検討
▽浸水に対するハード・ソフト対策の検討
※詳細は、市ホームページをご覧ください。
▽下水道課



各種支援情報をお知らせします

対象者	内容	備考	問い合わせ
下水道使用料減免	〔減免金額〕令和元年10月12日を含む使用月とその翌月の下水道使用料について1カ月当たり10立方メートルまでの使用料相当額	下水道使用料減免申請書を下水道課へ提出	下水道課
住宅の応急修理の対象を拡大	〔費用の限度額〕1世帯当たり対象工事費の2分の1。ただし、上限30万円	〔対象となる工事例〕壊れた床の補修、壊れた戸・窓の補修、電気・ガス・電話等の配管や配線の補修、壊れた便器・浴槽の取り替えなど	まちづくり推進課
災害特例見舞金	〔支給額〕1世帯または1事業所当たり1万円	〔申請受付期間〕1月14日(火)～3月31日(火)	安心安全課
被災者生活再建支援制度（給付）	〔補助額〕実際に再建にかかった費用と上限金額の少ない方を支給（1,000円未満は切り捨て）	住宅の再建方法や世帯の人数により、支給上限が異なります。	地域福祉課

令和2年1月15日号（第3面）

令和元年台風第19号対応経過報告

排水樋管への付帯設備設置等に伴う補正予算が 議決されました

下水道課

令和元年10月12日の台風第19号による浸水被害に対して、六郷排水樋管と猪方排水樋管の設備を増強するとともに、遠隔操作化を行うため、補正予算が次の通り決定しましたのでお知らせします。

予算項目	内容	予算額
六郷・猪方排水樋管水位計及び監視カメラ設置委託	各排水樋管に水位計および監視カメラを設置し、樋管の操作に役立てます。設置後は、市民の皆さんにも水位などの情報が提供できるようにする予定です。	3,800万円
六郷・猪方排水樋管ポンプ設備整備委託	各排水樋管に可搬式のポンプを配備し、樋管を閉めた場合に市内側の水を少しでも排水することができるようにします。	407万円
六郷排水樋管遠隔操作設備設置工事実施設計委託	樋管に職員がない場合にも、樋管の操作を市役所から遠隔で操作できるようにするための設計を行います。	440万円
猪方排水樋管遠隔操作設備設置工事基本設計委託		550万円



六郷排水樋管



猪方排水樋管

令和2年3月1日号（第5面）

令和元年台風第19号対応経過報告

「住宅の応急修理」と「災害特例見舞金」の
申請期限は3月31日(火)です。

名称	内容	問い合わせ
住宅の応急修理(※)	罹災証明書において、「半壊」、「一部損壊（準半壊）」の判定を受けた住宅の応急修理を支援しています（原則、工事着手前の申請ですが、着手している場合はご相談ください）。	まちづくり推進課
災害特例見舞金	居宅や事業所の敷地内が浸水し、泥土が堆積した世帯・事業者に対して、特例災害見舞金を支給しています（支給額1万円）。ただし、床上浸水により災害見舞金の対象となる場合を除きます。	安心安全課

(※)「住宅補修緊急支援」は、申請を締め切っています。



令和元年台風第19号
関連情報
(江江市ホームページ)

「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を開始します

安心安全課

令和元年台風第19号により、甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の取組みとして、狛江市を含む多摩川流域の自治体と国が連携し「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめました。

■プロジェクトの概要

次の3つを柱としています。

- ▽被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）
- ▽地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）
- ▽減災に向けたさらなる取組みの推進（ソフト施策）

※詳細は、京浜河川事務所ホームページをご覧ください。

排水樋管への付帯設備設置および浸水被害の原因究明の委託事業は令和2年度に繰り越します

下水道課

今年度末の完了を目指していた令和元年台風第19号に伴う浸水対策である次の委託事業は、令和2年度に繰り越すこととなりました。詳細は工期等が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

- ▽排水樋管への水位計および監視カメラ・可搬式ポンプ設置委託 設置のための諸手続き（補助金の手続き）が必要のため
- ▽浸水原因の究明委託 追加調査（浸水区域への聞き取り調査）を行うため

多摩川洪水時の避難所（避難場所）を変更します

安心安全課

多摩川洪水時の避難所（避難場所）を変更します。

なお、浸水想定区域に所在する施設は、想定最大浸水深に基づき利用可能階数を設定しています。この避難所の変更を踏まえ、今後、洪水ハザードマップを修正します。※「新」と記載している施設は、新たに指定した避難所です。

	施設	住所	最大浸水深(m)	浸水継続時間	利用可能階数	施設階数
新	狛江第一小学校	和泉本町1-37-1	0.5未満	12時間未満	体育館・校舎1階以上	4階建て
新	狛江第三小学校	猪方1-11-1	3.0-5.0	12時間未満	校舎3階以上	3階建て
	狛江第五小学校	東野川1-35-13	0	—	体育館・校舎1階以上	3階建て
新	狛江第六小学校	駒井町1-21-1	3.0-5.0	12時間～24時間未満	校舎3階以上	4階建て
新	和泉小学校	中和泉3-33-1	0.5-3.0	12時間未満	校舎2階以上	3階建て
新	緑野小学校	和泉本町4-3-1	0.5未満	12時間未満	体育館・校舎1階以上	4階建て
	狛江第一中学校	和泉本町2-15-1	0	—	体育館・校舎1階以上	4階建て
新	狛江第二中学校	猪方2-7-1	3.0-5.0	12時間未満	校舎3階以上	4階建て
新	狛江第三中学校	元和泉1-23-1	0.5-3.0	12時間未満	校舎2階以上	4階建て
	狛江第四中学校	東野川4-1-1	0	—	体育館・校舎1階以上	4階建て
	上和泉地域センター	和泉本町4-7-51	0	—	体育館	—
新	中央公民館	和泉本町1-1-5	0.5-3.0	12時間未満	2階以上	2階建て

令和2年3月15日号（第8面）

台風第19号における消毒費用助成の申請期間を延長します

令和元年台風第19号により床上浸水した市内家屋の消毒費用助成の申請期間を11月1日(木)まで延長します。申請方法等詳細は、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
申請健康推進課（あいびあセンター）☎3488-1181



令和2年4月15日号（第3面）

**令和元年東日本台風（第19号）
災害狛江市義援金を支給します**
証明書の交付がまだの方は申請してください

令和元年東日本台風（第19号）災害により、狛江市で被災された方を支援するため、市では独自に義援金を受け付けました。また、東京都から配分される義援金を合わせて、義援金配分委員会での配分額を確定の上、被災者の方に支給をします。罹

災証明書または被災届出受理証明書
の交付を受けている方を支給対象とする予定ですので、まだ交付を受けていない方は、各証明書について課税課までお問い合わせください。
義援金については財政課、各証明書については課税課

**令和元年東日本台風（第19号）
災害狛江市義援金のお礼**

令和元年東日本台風（第19号）災害狛江市義援金に、154万7,680円の義援金が集まりました。集まった義援金は全額

市内の被災者へ配分します。
ご協力いただきありがとうございます。
財政課

令和2年5月15日号（第2面）

**令和元年東日本台風
浸水原因究明業務委託の
進捗状況をお知らせします**

皆様のご協力により、令和元年東日本台風に伴う浸水状況の聞き取り調査が完了し、現在、浸水のシミュレーション作業に着手しています。

これまでのまとめを「中間報告」として市ホームページに掲載しましたのでご覧ください。
下水道課



令和2年6月15日号（第3面）

令和元年東日本台風(第19号) 狛江市義援金を支給します

令和元年東日本台風（第19号）災害に係る義援金について、全国から多くの皆様のご支援をいただき、誠にありがとうございました。令和元年東日本台風（第19号）で被害を受けた世帯に、市に寄せられた義援金および東京都（日本赤十字社、共同募金会を含む）から市に配分された義援金を支給します。

現在、義援金の支給対象となる方へ申請書を送付しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

☎財政課

令和2年8月1日号（第1面）

安心安全課

自然災害に遭う前に 今できることを準備しよう



市内にたまった雨水を多摩川に排水する訓練

非常用持出品を準備しましょう

避難先へ避難する際など、非常時に持ち出せるものを前もって準備しておきましょう。

<input type="checkbox"/> 食品・飲料	<input type="checkbox"/> 上履き・スリッパ
<input type="checkbox"/> 毛布	<input type="checkbox"/> 着替え
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 雨具
<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 乾電池
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器
<input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー、他

避難所での新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや手指消毒用アルコール、ウエットティッシュ、体温計などもご準備ください。
※各自の状況によって必要なものは異なります。自分には何が必要なのか考えておきましょう。

水防訓練 排水樋管対応訓練

令和元年東日本台風時に課題となった排水樋管の作業内容を確認する訓練を7月8日(木)に実施しました。訓練には、市職員や狛江市消防団、狛江消防署、調布警察署が参加し、川の水位が上昇した際の作業内容の確認や消防団ポンプ車での排水訓練を行いました。



土のうステーションを設置しました

集中豪雨や台風などの大雨の際に、家屋の浸水への対策として、市民が自由に使用することができる土のうを保管する「土のうステーション」を設置しました。※詳細は市ホームページをご覧ください。
☒ 第一地区消防隊器具置場敷地内（中和第四丁目16番）
☒ 供養塚児童公園内（駒井町三丁目3番）
☎安心安全課



ぜひご活用ください

令和2年8月15日号（第2面）

排水樋管の水位情報等を 公開しました

下水道課

令和元年東日本台風の浸水被害を受けた対策として、排水樋管への水位計および監視カメラ等の設置と排水ポンプ設備の整備が完了しました。市民の皆さんへの水位情報等の公開を開始しましたのでお知らせします。水害への備えとしてご活用ください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



排水樋管ポンプ設備



六郷排水樋管根川水位計および監視カメラ

■水位概況の公開地点

- ▽猪方排水樋管（多摩川側、多摩川雨水幹線）
- ▽六郷排水樋管（多摩川側、根川雨水幹線）
- 河川状況画像の観測場所
- ▽猪方排水樋管（多摩川側）
- ▽六郷排水樋管（多摩川側、根川雨水幹線）

令和2年9月1日号（第3面）

令和元年東日本台風に伴う 浸水被害への市の取り組みに 関する説明会を実施します

令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う浸水被害について、浸水原因の究明結果や浸水対策等についての説明会を開催します。

※各回定員あり。要予約。

※詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

日所▽9月18日（金）午後6時30分～8時 防災センター3階会議室

▽9月19日（土）午前10時30分～正午 エコルマホール

▽9月19日（土）午後3時30分～5時 エコルマホール

申問9月7日（月）までに、電話・ファクスまたは✉gesuikeieikkr@city.komae.lg.jpで下水道課へ。

Vol. 11 (令和元年 11 月第 3 面)

03 安心安全通信 『安心で安全なまち』を目指して

2019年11月発行 vol. 11

豆知識

災害伝言ダイヤル171と災害用伝言板web171は毎月1日・15日に体験利用ができます。

令和元年台風第19号をうけて

東日本の広域に甚大な被害をもたらした台風第19号は、狛江市においては人的な被害は無かったものの、多くの住宅浸水被害を発生させました。今回の災害においては、狛江市として国や都等と連携しながら全力で対応を行ったところですが、避難や情報伝達をはじめ、様々な課題が明らかとなりました。市では、被災された皆様の生活再建支援と平行して、課題点の検証を行い、今後の災害対策に活かしてまいります。市民の皆様におかれましても、ハザードマップの確認や自宅への備えなど、今一度災害対策の再点検をお願いいたします。

台風第19号で被災された方への被災者支援案内窓口を開設しています。

市役所本庁舎5階501会議室 平日午前8時30分～午後5時 ☎03-3430-1365 ※り災証明書が交付されている方はご持参ください。

台風第19号に関する情報

台風第19号により被害にあわれた方々に、心よりお見舞い申し上げます。
被害の状況及び当日の避難者数などについて、お知らせいたします。

【被害状況（外観目視による調査）】（11月6日現在）

人的被害：なし

建物被害：床上浸水 101棟 床下浸水 191棟

※り災証明書交付状況等によって変動する場合があります。

住家の床上浸水の被害にあわれた方へ災害見舞金30,000円を支給します。

り災証明書に関する問い合わせ先：
課税課 ☎03-3430-1111内線2267～2269
災害見舞金に関する問い合わせ先：
安心安全課 ☎03-3430-1111内線8202～8204

町丁目	(棟)	
	床上浸水	床下浸水
駒井町一丁目	42	63
駒井町三丁目	9	50
猪方二丁目	39	61
中和泉四丁目	8	2
中和泉五丁目	2	0
西和泉一丁目	0	1
西和泉二丁目	1	14
合 計	101	191

【避難所開設状況】

福祉避難所（西河原公民館）を含む12箇所の避難所を開設し、合計3,966名の方が避難しました。

(単位：人)

避難所名	避難者数	避難所名	避難者数
第三小学校	243	上和泉地域センター	70
第六小学校	423	中央公民館	231
緑野小学校	697	市役所本庁舎	463
第一中学校	285	エコルマホール	121
第二中学校	1,001	西河原公民館	6
第三中学校	319	合計	3,966
第四中学校	107		

台風などの被害に便乗した悪徳業者にご注意ください。

台風などの自然災害の後には、被害の有無に関わらず業者が訪問し、「屋根の被害を無料で点検する」と言われ、点検を頼むと、「このままでは雨漏りする」と言われたり、逆に屋根を破壊し、修理の必要があると修繕や工事の契約を迫られたりするトラブルが発生します。

家を訪ねてきた業者に修繕を依頼すると、高額な費用を請求されるこ

とがあります。また、「役所に依頼されてきた」と偽ることもあるそうです。

突然訪問し、「無料で点検する」というような業者は要注意です。慌てて、その場で契約をしてはいけません。複数の業者から見積もりを取ったり、必要に応じて狛江市消費生活センターに相談するなど慎重に契約しましょう。

問い合わせ先：狛江市消費生活センター ☎03-3430-1111内線2228・2229

令和元年台風第19号に関する情報

令和元年台風第19号対応経過報告

令和元年台風第19号の浸水被害に対して、現在、その原因
究明と今後の対策について専門家に調査を委託しています。

この委託と平行して、樋管操作に役立てることを目的とし
た六郷及び猪方の排水樋管への水位計及び監視カメラの設

置、浸水した水を少しでも排水できるようにすることを目的
とした各排水樋管への可搬式ポンプの配備、樋管に職員がい
ない場合にも市役所から樋管の遠隔操作ができるようにする
ための設計を進めています。

災害特例見舞金について

令和元年台風第19号により被災された方を対象に災害特例見舞金支給をして
います。申請の期限は令和2年3月31日(火)となっておりますので、下記の対象
者となっている方はお早めに申請をしていただきますよう、お願い致します。

○対象者

次の1または2に該当する方

- 1 令和元年10月12日現在、対象地域にお住まいで、床上浸水の被害に対す
る見舞金(30,000円)の対象とならない方

【対象地域】

西 和 泉	全域
駒井町一丁目	25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、36番
駒井町三丁目	1番、10番、11番、12番、18番、19番、20番、24番、31番、32番、33番、 36番、37番、40番、41番、42番
猪方二丁目	20番、21番、22番、23番、24番、25番、26番
中和泉四丁目	16番、18番、22番、23番、25番
中和泉五丁目	22番、23番

※集合住宅の上層階にお住まいの方も対象となりますので、ご申請ください。

2 次のいずれにも該当する方

- (1) 令和元年10月12日現在、居住用の建物で現に居住し生計を営ん
でいる住家、または現に営業のために使用している建物が、令和
元年台風第19号により、床下浸水した方、または当該建物の敷地
内(庭など)に浸水による泥土が堆積した方。
※床下浸水または床上浸水した集合住宅の上層階居住者の方も対象
となります。
- (2) 床上浸水の被害に対する見舞金(30,000円)の対象とならない方。

- 見舞金の額 1世帯または1事業所あたり10,000円
- 申請期限 **令和2年3月31日(火) 午後5時まで(必着)**

詳細は市HP「令和元年台風第19号関連情報」
ページからご覧ください。
問い合わせ先：安心安全課
☎03-3430-1111 内線8202~8204

住宅の応急修理について

申請の期限は**令和2年3月31日(火)**までです。下記の対象者とな
っている方はお早めに申請をしていただきますよう、お願い致します。

○対象者 次のいずれにも該当する方

- ・令和元年台風第19号により、住宅に半壊、一部損壊(準半壊)
の被害があった方
- ・自らの資力では応急修理をすることができない方

※罹災証明書をご持参ください。原則として、事前の申請が必要と
なりますので、要件等詳細につきましては、お問い合わせください。

ただし、工事が途中の場合でも対象となる場合がございますので、
早めにご相談ください。

- 費用の限度額
(半壊の場合) 1世帯あたり 595,000円以内
(準半壊の場合) 1世帯あたり 300,000円以内
- 申請期限
令和2年3月31日(火) 午後5時までに提出

※「住宅補修緊急支援」については、申請を締め切っています。

問い合わせ先：まちづくり推進課
☎03-3430-1111 内線2543・2546

床上浸水した家屋(居住スペース)の消毒についての一部助成をおこなっています。問い合わせ先：健康推進課 ☎03-3488-1181

防災特集号 台風などの風水害に備えましょう

令和元年10月12日から13日にかけて、東京都を通過した令和元年東日本台風（台風第19号）は、狛江市内にも大きな被害をもたらしました。
本号では、風水害に備えるために必要な情報をまとめました。

台風や大雨にはどうやって備えるの？

- 事前に何をしたらいいの？
避難するときにはどんなものを持っていけばいいの？ ▶▶▶ **2■ 日頃からの備え**
- 台風や大雨のとき、狛江市にはどんな危険があるの？ ▶▶▶ **3-4-5■ 狛江市洪水ハザードマップ**
- 台風や避難所の情報はどこで得るの？
何をみて避難するか決めたらいいの？ ▶▶▶ **6■ 防災について知る・情報を得る**
- どこへ避難したらいいの？
どうやって避難したらいいの？ ▶▶▶ **7■ 台風や洪水からの避難**



令和元年10月13日午前8時頃の多摩川の様子

水位計・監視カメラ等を整備しました

猪方排水樋管と六郷排水樋管に、水位計、監視カメラ、排水ポンプ設備等を整備しました。

水位計と監視カメラの設置により、両樋管付近の水位と映像が確認できるようになりました。

市民の皆さまも水位情報等を見ることができます。水害への備えとしてご活用ください。

詳細は、下記アドレス又は二次元バーコードからご確認できます。

<https://komae-hikan-suii.jp>

問い合わせ：下水道課 ☎03-3430-1111 (代表)



水位計と監視カメラ

狛江市では水害に備え、訓練を実施しました

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった狛江市総合水防訓練に代わり、令和元年東日本台風時に課題となっていた排水樋管の対応や避難所の運営、職員態勢を決定する災害対策本部会議などの訓練を実施しました。



6/24.25
避難所運営訓練
(職員座学形式)



7/7
避難所運営訓練
(四中現地訓練)



7/8
排水樋管対応訓練
(猪方排水樋管)



7/27
避難場所開設訓練
(ニトリ江ノ川センター)



7/10
土のう作成訓練



7/28
災害対策本部
訓練

狛江市洪水ハザードマップを改訂しました

狛江市洪水ハザードマップとは?

洪水ハザードマップとは、被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示し、対象とする河川が氾濫した場合に、どの位の高さまで浸水する恐れがあるかを示した地図のことです。

狛江市洪水ハザードマップは多摩川氾濫版と野川氾濫版（以前は集中豪雨版）の2種類があり、多摩川や野川で氾濫が発生した場合に、その地点では最大どのくらいの高さまで浸水するかを示した地図です。ハザードマップは、それぞれの地点での最大の浸水深を示しているため、必ずしも、洪水が発生した場合と同じように浸水するとは限りません。しかし、全国各地で過去に発生した洪水災害でも、ハザードマップ上の洪水浸水想定区域で示した地域

に実際に浸水被害が発生した事例も多いことから、洪水浸水想定区域内にお住まいの方や働いている方は、事前対策をしておく必要があります。

ハザードマップを踏まえた避難行動

自宅や職場などの想定最大浸水深（想定される浸水の最大の深さ）を確認し、自宅等が浸水の恐れがない階層にあるかを確認します。自宅等が堅牢な建物で浸水の恐れがない階層がある場合や、浸水する恐れがない場所に立地している場合は、原則立退き避難は不要です（家屋倒壊等氾濫想定区域を除く）。

また、風雨が強まってからの立退き避難はかえって危険な場合があります。そうした場合は、自宅のより安全な場所に留まり、命を守る最善の行動をとりましょう。

台風や洪水からの避難

令和元年東日本台風の豪雨、狛江市では警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始及び警戒レベル4避難勧告を発令し、約4,000の方が避難所へ避難をしました。避難情報や気象情報などの情報には様々な種類があり、あらかじめ、どの情報が避難かを把握しておく必要があります。

避難の必要性を確認する

自分の住んでいる場所や自分の状況によって、避難する必要性やタイミングが異なります。ハザードマップを確認し、マイ・タイムラインを作成するなど、自分や家族で避難についてよく考え、相談しておきましょう。

避難の必要性チェックシート

ハザードマップを留意して、いくつかの質問から自分の避難行動を確認しよう！



警戒レベルと避難情報

どのレベルにどんな情報が発令されるのか、確認しましょう。

警戒レベル	避難情報等	危険度	とるべき行動
警戒レベル5	災害発生情報	高	避難が済んでいない場合は、自宅のより高い場所へ移動するなど、自宅の中で命を守る最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示(緊急) 避難勧告	中	上のチェックシートを確認し、避難する必要がある場合は、必ず全員が危険な場所から避難をする。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始		高齢者や家族に小さな子どもがいる場合は危険な場所から避難を開始する。
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁発表)		避難の準備と避難行動の確認をする。
警戒レベル1	早期注意報 (気象庁発表)	低	気象情報をこまめに確認し、避難先の確認や、持ち出す物の確認をする。

狛江市では、多摩川の水位（石巻水辺遊歩道）や野川の水位（大沢池上遊歩道）などを基準にして、避難情報を発令します。これらの避難情報等の他にも、気象庁が発令する警戒レベル相当情報があります。マイ・タイムラインを作成し、自分どの情報がいたら避難を開始するかあらかじめ決めておきましょう。

自主避難所とは

小さな子どもがいる家族や高齢者など、避難に障害がかかる方などが避難勧告等の発令前に自主的に避難をする場所として開設する施設を自主避難所といいます。

自主避難所へ避難する場合は、通常の避難と同様に、必要な食料や飲料等を持って避難しましょう。（電子レンジやお湯が必要な食料は控えましょう）

避難＝避難所への避難ではありません

避難所は不特定多数の人が集まるため、プライバシーが脅かされることや感染症へのリスクがあります。特に小さな子どもにとっては強いストレスを感じる環境です。また、狛江市の洪水浸水想定区域に住んでいる人すべてを避難所だけで受け入れることはできません。安心した避難のためにも、知人や親戚など、避難所以外の安全な場所への避難を日頃から検討・相談しておきましょう。

ペットとの避難・車での避難

ペットにとって、多くの人が集まる避難所は強いストレスを感じる環境です。大切なペットを守るため、可能な限り避難所以外の安全な避難先を日頃から検討しておきましょう。避難所では、飼い主が持参したケージに入れたペットの同行避難スペースを設定しています。災害時に適宜避難するため、落ち着いてケージに入れる訓練をしておきましょう。また、洪水などの危険が迫っている状況では、車での避難はかえって危険ですが、一斉避難（車中泊含む）を検討される方のために、ユニディ狛江店と二トリ狛江ショッピングセンターの駐車場を避難場所として開設します（車だけの駐車はできません）。

避難するとき大切なポイント

- 上履きやスリッパ、靴を入れる袋を用意しましょう！
避難所として指定している施設は体育館や小・中学校の校舎などが中心であるため、上履きやスリッパのほか自分の靴を入れる袋を用意する必要があります。
- 雨具を入れる袋、タオルも必要です！
水害時には、避難の際に雨で濡れることが考えられるので、雨具を入れる袋やタオルなども必要です。避難所へ避難をする場合は、必ず非常用持出し袋に追加しておきましょう。
- 避難所運営にご協力をお願いします！
避難所の運営は狛江市の職員だけでなく、地域の方や避難した方全員が協力して行います。避難後に体力のある方は、避難所の運営にご支援・ご協力をお願いします。

